

議 長	副議長	局 長	次 長	議事係長	議 事 係

決算特別委員会会議録 (2)			
日 時	平成 24 年 9 月 28 日 (金)	開 議	午前 10 時 00 分
		散 会	午後 5 時 17 分
場 所	第 1 委員会室 (書類審査) 及び第 2 委員会室 (総括質疑)		
議 題	継 続 審 査 案 件		
出席委員	鈴木委員長、千葉副委員長、安斎・小貫・松田・上野・山口・ 中島・前田各委員		
説 明 員	市長、菊池・佐々木両監査委員、副市長、教育長、水道局長、 総務・財政・産業港湾・生活環境・医療保険・福祉・建設・教育・ 病院局経営管理各部長、総務部・水道局・教育部・保健所各参事、 保健所長、会計管理者、消防長、選挙管理委員会事務局長、 監査委員事務局長、農業委員会事務局長 ほか関係理事者		
別紙のとおり、会議の概要を記録する。			
委員長			
署名員			
署名員			
書 記			
記録担当			

～会議の概要～

○委員長

開議に先立ちまして、一言ごあいさつ申し上げます。

このたび、決算特別委員長に就任させていただきました鈴木でございます。大事な審議が、スムーズに進みますよう、努力してまいりたいと思いますので、委員並びに理事者の皆さんの御協力をお願いしたいと思います。

なお、副委員長には千葉委員が選出されておりますことを御報告いたします。

(副委員長あいさつ)

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名員に小貫委員、松田委員を御指名いたします。

過日、開催されました理事会におきまして、別紙お手元に配付のとおり、審査日程が決定いたしましたことを報告いたします。

継続審査案件を一括議題といたします。

お諮りいたします。これより、書類閲覧のため、当委員会を、秘密会にいたしたいと思います。

これに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認め、さように決しました。

(秘 密 会)

○委員長

この際、暫時休憩いたします。

休憩 午前11時20分

再開 午後 1 時00分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

この際、私から一言申し上げます。

決算特別委員会の日程は午前中にお示ししましたが、9月12日の理事会で、10月3日開催の委員会、最終総括日に代表監査委員が欠席する旨の報告がありました。

御存じのように、これまで当委員会での決算決議の審議に当たっては、両監査委員に御出席をいただき審議を行うことが通例となっております。言うまでもなく、決算等関係証書類は、地方自治法の規定に基づき、両監査委員が審査に当たられ、両監査委員の合議の上、市長に意見書として報告されるものです。そのため、議会としては、毎年度の決算議案の審議に当たっては、決算特別委員会で決算審査にかかわった両監査委員に御出席をいただき審議を行ってきたものであります。

今回、日程の調整がつかず、やむを得ないことは理解しますが、今後についてはこのようなことがないよう、調整に当たる総務課が、両監査委員の予定を把握している監査委員事務局と連携を密にして、両監査委員が決算特別委員会に出席いただけるよう配慮方をお願いいたします。

これより、総括質疑に入ります。

なお、本日の順序は、共産党、自民党、公明党、民主党・市民連合、一新小樽の順といたします。

共産党。

○中島委員

◎使用料収納率向上対策事業費について

決算説明書の259ページ、住宅事業費のうち、使用料収納率向上対策事業費が初めて計上されております。102万9,000円です。この内容について、取組、経過、結果も含めて報告をお願いします。

○（建設）小林主幹

住宅使用料の収納率向上対策事業の関係でございますけれども、この事業がスタートした背景でございますが、指定管理者による管理が平成19年度からスタートしたわけですけれども、19年度の住宅使用料の収納率が、現年度、過年度も合わせまして、前年度に比べて落ち込んだということ、それと20年度になりましても、多少住宅使用料の収納率は上がっているのですが、指定管理者が管理する以前の収納率と比べましてまだ低いという状況がございました。そういった背景がありまして、収納率の向上を図るために、指定管理者の更新時に合わせましてこの制度を導入したという経過でございます。

○中島委員

収納率向上の目安、どういう形でこのお金を出す形になるのか、その結果どういう収納率になったのかという結果についてもお知らせください。

○（建設）小林主幹

この報奨金の算定の仕方でございますけれども、収納率と基準収納率、基準収納率につきましては、平成18年度、19年度、20年度の3か年の平均をとりまして算定してございます。実際の収納率、これは現年度と過年度を合わせた収納率でございますけれども、これと比較しまして、この伸び率に住宅使用料の収入額の10パーセントを掛けまして報奨金を算定してございます。

22年度実績で、収納の報奨金でございますけれども、102万9,000円の報奨金を支出してございます。

○中島委員

収納率がどれぐらい改善したのですか。そのあたりが。

○（建設）小林主幹

平成22年度の実績で申し上げますと、収納率が、住宅使用料で現年度、過年度を合わせまして94.36パーセント、駐車場使用料につきましては95.24パーセントでございます。

○中島委員

説明が足りないのです。要するに、基準収納率を設定して、それに比べて取り組んだ結果、どういうふうに改善したからこのお金が出たかという、このつながりが今の説明では見えませんから、その経過がわかるように説明してください。

○（建設）小林主幹

平成22年度の実績で申し上げますと、住宅使用料基準収納率が92.65パーセントでございます。実際の現年度、過年度を合わせました収納率が94.36パーセントで、駐車場につきましては、基準収納率が94.49パーセント、収納率が95.24パーセントでございます。

○中島委員

最初にそう言っただけであればよかったのですけれども、今回示された102万9,000円の内訳は、住宅使用料でどれぐらい、駐車場料金でどれぐらいということになったのですか。これは、実際には平成23年度決算の報告ですが、22年度実績に対する23年度の支払分と聞いております。23年度実績が既に出ておりますから、23年度の収納率と収納率向上対策事業費が既に計算されていると思います。これもあわせて御報告ください。

○（建設）小林主幹

平成22年度実績の部分につきましては、住宅分が100万円でございます。駐車場が2万9,000円、トータルが102

万9,000円でございます。

それと、23年度実績ですが、24年度に支払われた分でございますけれども、住宅使用料の基準収納率が92.65パーセントに対しまして、実際の収納率が95.05パーセント、駐車場につきましては、基準収納率が94.49パーセント、収納率が96.18パーセント、報奨金につきましては、住宅分が137万2,000円、駐車場が6万5,000円、計143万7,000円でございます。

○中島委員

そういう報告を聞きますと、平成22年度、23年度と収納率が上がって、この事業費を出すということが続いているようでありますが、市は大体どれくらいの収納率を目指しているのでしょうか。そういう目標というものがあるのかどうか。

そして、聞いているところでは3年間という契約期間に限ってということですから、来年度から3年たった段階で、今後、これをどういうふうにする予定なのかということもあわせてお答えください。

○（建設）小林主幹

使用料の収納率の目標でございますけれども、住宅使用料につきましては、現年度が98パーセント、現年度、過年度を合わせた収納率が95パーセント、駐車場につきましては、現年度が98パーセント、現年度、過年度を合わせた収納率が97パーセントでございます。

それと、次年度に当たっての考え方でございますけれども、平成22年度にこの制度がスタートしまして、着実に収納率が向上している状況にあります。引き続き収納率の向上を目指していきたいと考えておりますので、制度そのものにつきましても継続したいと考えております。

○中島委員

そういう方向を示されましたけれども、今聞きますと、現年度、過年度を合わせて95パーセントの住宅使用料の収納率については、駐車場は97パーセントですが、平成23年度の結果を聞きますと、住宅使用料で現年度、過年度を合わせて95パーセントを既に超えましたし、駐車場も96パーセント台に上がっております。市が目標としていた収納率についてはほぼ達成する状況が見られております。

それで、私は改めて思うのですけれども、指定管理者制度になって落ち込んだ収納率の回復という目標自体は、この制度で回復されてきたと思いますが、こういう制度を導入することについては議論する余地があったのではないかと思います。住宅使用料というのは、収入に応じた料金ですから、収納率を上げるということ自体を目標にして進めるときに、住民側の支払が困難な場合の対応などに問題はなかったのか、そういうことで何か特徴的なことはなかったのでしょうか。

○（建設）小林主幹

特に、取立てで大きな問題というのは聞いてございません。

収納の交渉に当たりますと、入居者の生活状況、収入状況といった話を当然聞きながら、可能な返還計画を立てながら対応しているところでございます。

○中島委員

確かにそうだと思います。結果としては、収納率の向上の結果を出したわけですが、私はやはり市役所の仕事というのは一体何なのだろうかということを考えなければならないと思います。本来、住宅使用料については、住民と接点を持って、どういう状況で払えないのか、払うためにどうしたらいいのか、そういう市民の実態を把握しながらというのが行政を進めていくときの課題だと思うのですが、民間業者に市営住宅使用料の収納率の向上も含めて委託することには疑問を感じます。そういう点で、どういう議論があったのか、またこの方向についていいと考えているのか、それでは本来、市役所は何をするのか、そういう点についての見解を伺います。

○（建設）小林主幹

指定管理者の業務で言いますと、住宅の管理が主でございますけれども、当然指定管理者のほうでは、常日ごろから入居者のいろいろな苦情や要望を聞いてございます。そういった中で、生活状況も収入状況もあわせての中で、収納率の向上もあわせてやっていきたいと考えております。

○中島委員

これは理念の問題ですから、市長にもお聞きしたいのですが、この収納対策という形の、収納率の向上も含めて民間業者に委託すると、そういうところもほかにもあるとは聞いておりますけれども、市が市民と接触を持って、市民の生活実態を見ながら行政を進めるという観点からいって、本来、収納率の向上、徴収は市がやるべきだと思いますが、こういう収納率向上の数値目標を設定して、それを上げるために成功報酬を支払うというやり方をこれからも続ける、よしとするのかというあたりではいかがでしょうか。

○建設部小紙次長

家賃の収納の部分についての民間委託はいかがなものかという御質問でございますけれども、本来、住宅の家賃というのは、基本的には何においても支払っていただければならない部分だと思っています。民間の住宅におきましても、一月、二月と家賃を滞納されると退去を強く強いられるという部分も聞いております。そういう意味では、市営住宅の使用料につきましては、何としてもお支払いいただくという基本的なスタンスで我々は取り組んでいるところであります。

その中で、家賃の徴収について、民間の管理会社に委託することはいかがなものかという部分でございますけれども、基本的に指定管理者と協定を結ぶときに、住民のプライバシーを尊重するという想定の下、それを大前提といたしまして、その管理委託というトータル的な住宅の管理を委託してございますので、この使用料の徴収につきましても、同じ考えで、常に指定管理者と連絡を密にして徴収に当たっているという状況でございますので、市役所が直接料金の徴収に行くのと、指定管理者で行くのとで、何ら遜色はないと思っております。

また、主幹からも答弁させていただきましたけれども、これまで料金の徴収等で住民から市へ苦情等があったということは聞いておりません。今の制度の実施、この3年間で実施してきた中で大きな問題はなかったと思っておりますので、今後も続けていくという考えでおります。

○中島委員

これはここで終わりますけれども、収納率向上も民間業者に委託する中身なのかという点については、意見を言っておきたいと思えます。

◎市営住宅施設整備費について

次に、同じ項目のところで、施設維持補修費が7,200万円弱計上されておりますが、この内訳についてお知らせください。

○（建設）小林主幹

施設維持補修費の内訳でございます。一つが、随時修繕等の部分で、5,605万6,182円でございます。二つ目に、除排雪、草刈り等の業務がございます。これが701万868円でございます。3点目に、非常用照明取替工事の部分が879万6,690円でございます。

○中島委員

8割方、随時修繕に使われているということですが、この維持補修費には住宅使用料の3割程度を充てるという話をこれまでも聞いてまいりましたが、平成23年度の維持補修費は住宅収入の何パーセントに当たりますか。

○（建設）小林主幹

23.44パーセントでございます。

○中島委員

もう少し使える余地があると考えていいのかなと思いますが、財政難だということで、こういう希望や意見について抑制しているということはないのでしょうか。確認させていただきます。

○（建設）小林主幹

必要なものは、新年度予算に当たりまして、要望させていただいております。

○中島委員

それでは、階段室塗装業務費151万2,000円がありますが、実施場所はどこの箇所ですか。

○（建設）小林主幹

塩谷E住宅でございます。

○中島委員

小樽市公共賃貸住宅長寿命化計画によりますと、随時対応ではなくて、内部改修等修繕計画がありまして、経年的なものが載っております。これを見ますと、平成23年度は、最上A特目51の畳表替えと階段室塗装、塩谷Eの畳と階段、稲穂改良の畳ということになっていますが、今は塩谷Eの階段という話でしたが、ほかに計画されたものについては実行されたのでしょうか。

○（建設）小林主幹

平成22年度から、修繕プログラムが組まれておりまして、22年度につきましては、最上A改良48、改良49、塩谷Dにつきましては、畳表替え、階段室塗装は行ってございます。23年度につきましては、塩谷E住宅につきましては、階段塗装のみ行ってございます。

○中島委員

そのほかの部分はどのようにやらなかったのか。平成24年度にも、塩谷C住宅の1号棟、2号棟、3号棟で同じように階段室塗装、畳表替えの予定がありますが、24年度は予算化されているのか、そのこともあわせてお答えください。

○（建設）小林主幹

階段室の塗装あるいは畳の表替えといった部分につきましては、新年度予算の中で要望はしているところでございますけれども、限られた予算の中で、事業によって緊急度合いといったものを考えながら優先順位をつけた中で、最終的に予算化されなかったということでございます。

○中島委員

原課では予算要望は出したということですね。それが予算化されなかったと。

それでは、この修繕計画はやってもやらなくてもよかった計画だったのですか。必要なことはやると主幹はおっしゃっていました。しかし、実際には平成23年度も畳の表替えは行われなかった。24年度も塩谷C住宅の1、2、3号棟それぞれの階段室の塗装、畳の表替えは一切予算化していない。どこでこの予算を削ったのですか。原課はやるべきだという立場で出しているのですよ。しかし、この計画に載ったものは、23年度、24年度の2年間分で、塩谷E住宅の階段室の塗装だけで、それ以外は予算化されないまま今年度が終わるということになるのですよ。私たちは、交付税が多めに来た分については、もっと使い道を考えるべきだと言いましたけれども、現実にはこういう未整備部分があるではないですか。このあたりについては、議論したり審議したりした経過はあったのですか。

○建設部小紙次長

修繕の予算要求の件でございますけれども、年度当初は、主幹から話がありましたように、原課としては、項目を今整理といいますか、必要なものの予算要求はさせていただきました。最終的には全額、満額予算がつかなかったという状況であります。その中で、原課として、ついた予算の中で、トータル的な項目の中から優先順位を決めて、優先順位の高いものから順に工事を実施してきたということでもあります。

トータル的に、近年の大型事業と申しますか、オタモイ住宅あるいは若竹住宅等の大きな事業がありまして、非常に財政的にも厳しい部分があります。我々原課といたしましてもその状況は十分理解しておりますので、この修繕の範囲については、原課で優先順位を決めて行ってきたというところでございます。

○中島委員

そういう意味では、平成23年度も24年度も予算化されないまま計画が終わるわけです。では、25年度の予算の段階になったら優先度が上がるのですか。せめて、3年間全くやらないということがないように、市長、副市長、財政部の前向きな検討をお約束していただきたいと思いますが、御意見があれば伺います。

○（財政）財政課長

住宅の予算の件でございますが、平成24年度予算編成に当たっては、財源不足が生じたという中で、住宅に限らず、全般的にいろいろと財源を含めて努力した結果で予算編成をしていったところでございます。そうした中で、25年度予算に向けては、24年度の状況が一定程度見えてきている中で、改めて考えてまいりますので、住宅に限らず、どのようなことを盛り込んでいけるかについては、予算編成の中で改めて検討させていただきたいと思っております。

○中島委員

ぜひよろしくお願いたします。来年度予算を楽しみに待っております。

◎福祉除雪サービス事業費補助金について

次に、決算説明書148ページの民生費、老人福祉費の中の福祉除雪サービス事業費補助金ですが、約470万円が支出されており、一昨年度に比べて増加していると思っております。この増加額と割合、何パーセントぐらい増えたのか、またその理由についても説明してください。

○（福祉）地域福祉課長

福祉除雪サービスの決算額についてですが、まず金額につきましては、平成23年度が469万5,955円、22年度については347万7,684円ということで、一昨年度に比べまして121万8,271円増加しております。これは対22年度比で申し上げますと、35パーセントの増になっております。

増加の理由でございますが、福祉除雪サービスの中身としては、除雪と屋根の雪下ろしの2種類がございます、このうち増えているのが屋根の雪下ろしになっています。これは、昨年度と一昨年度を比べまして、昨年度は降雪量、最大積雪深ともに一昨年度に比べて下回っておりますが、真冬が多かったことなど、気温が低い日が続いたということで、屋根に積もった雪が解けにくかったことが屋根の雪下ろしの実施回数が増えた原因だと思っております。

○中島委員

この屋根の雪下ろしは一時期やめていたのですけれども、再開したということで、福祉除雪も屋根の雪下ろしも両方受けられるというふうになったことが大きいのではないかと考えておりますが、登録世帯数の問題ですけれども、実施された回数とか登録世帯数の変化について、昨年度決算のときの状況と平成20年度とを比較して、どれぐらい変化しているのかをお示しいただきたいのです。世帯数、実施回数、決算額で、20年度と23年度を比べてお答えください。

○（福祉）地域福祉課長

平成20年度と23年度との世帯数等の比較でございますけれども、まず世帯数につきましては、20年度、除雪が223世帯、屋根の雪下ろしが289世帯、合計512世帯になっています。これに対しまして23年度は、除雪だけが120世帯、屋根の雪下ろしだけが236世帯、両方登録している世帯が219世帯ということで、合計575世帯になっていまして、20年度に比べますと63世帯の増となっております。

実施回数につきましては、20年度、除雪が63回、屋根の雪下ろしが66回、計129回になっております。対しまして23年度は、除雪が102回、屋根の雪下ろしが316回、計418回となっております、20年度に比べて289回増えております。

それから、決算額についてでありますけれども、20年度、約112万2,000円、これに対しまして23年度は先ほど申し上げましたが、約469万5,000円となっております、約357万3,000円の増となっております。

○中島委員

建設部の置き雪対策の対象者が、福祉除雪の対象者と同じということで、来年度から、置き雪を福祉部で対応するという方針を聞きましたが、平成23年度について、福祉除雪と置き雪対策の登録世帯数、1世帯の除雪回数、それと決算額をそれぞれお示してください。

○（福祉）地域福祉課長

まず、置き雪対策でございますけれども、建設部に伺いましたところ、登録世帯数は248世帯でございます。除雪回数につきましては、これは1世帯当たりの平均でございますが、年間15回程度と聞いております。それから、決算額については約270万円と聞いております。

福祉除雪サービスについては、除雪と屋根の雪下ろし、それぞれを申し上げますけれども、除雪については339世帯、除雪回数については1世帯当たり1.4回ということで、これは登録をしても実際に行わない世帯もございまして、実際に行った72世帯をベースに計算しておりまして、1.4回となっております。それから、決算額については約150万円です。

一方、屋根の雪下ろしでございますけれども、455世帯の登録があり、実施回数としては1回ということで、これは1万円を上限にしておりますので、回数としては実際にその方が何回やったかというのはわかりませんが、316世帯に対して助成しています。決算額としては約310万円となっております。

○中島委員

今度、福祉部で、置き雪対策と福祉除雪を一緒に取り組むということになりましたら、同じ条件の対象者の方でも住んでいる場所によって除雪回数が変わってくると。道路に面して住んでいる方は、年間15回ぐらい入るけれども、そうではなく、奥まったところに住んでいる方は、年間1.4回ぐらいだと、このまま移行すればそういうことになります。そういう点で、同じ福祉除雪の対象者としての不公平が生じるような気がするのですが、この問題についてはどのようにお考えですか。

○（福祉）地域福祉課長

置き雪対策は除雪が入るたびに行われ、福祉除雪サービスは年1回から2回という条件をつけて行っております。御質問のとおり、回数の差はございますけれども、対象となる雪の性質が、除雪後の大きな固まりと降り積もった雪と異なりますので、必ずしも同じ回数にする性質のものではないと考えておりますが、平成25年度は、置き雪対策も含めて福祉部の予算とする予定でありますけれども、置き雪対策も含めた小樽市の福祉除雪サービスのあり方を今後検討してまいりたいと考えていますので、実施回数についても、その中で検討してまいりたいと思います。

○中島委員

この置き雪対策というのは、市が除雪をした後に置いていった雪の後始末ということですから、本来なら全世界帯を対象にするべきものだと思います。ただ、いろいろな市の事情もありまして、今は除雪弱者の方々の分だけ対応しているというのが現状ではないでしょうか。そういうふうに考えれば、この置き雪対策は、本来、建設部の仕事として位置づけるべきであって、福祉部の仕事とするのはいかがなものかという思いはあります。

さらに、今までも予算が厳しいということで削減されているわけですが、置き雪対策と福祉除雪を合わせれば、300万円を足して770万円ぐらいになるのですが、来年度の予算としてしっかり確保されていくのかどうか、これはまた予算全体の削減方向などということで、福祉除雪、それから置き雪対策そのもののサービス低下になるような財源措置がされるという心配はないのか、このあたりも確認しておきたいのですが、どなたが答弁してくれるのでしょうか。

○（福祉）地域福祉課長

来年度から、置き雪対策も含めて福祉部の予算として計上する予定であります。先ほども申し上げましたが、置き雪対策も含めて福祉除雪サービスということになるのですけれども、本市の福祉除雪サービスのあり方について、市民がどういうものを望んでいるのかとか、今までの反省点も含め、平成25年度以降に向けて検討していく予定でありますので、現時点では予算額あるいはそのサービス内容については申し上げられる段階ではございません。

○中島委員

道路に面している対象者の雪はよけていくけれども、同じ福祉除雪の対象者でちょっと引っ込んだところの方の雪はそのままになっているわけです。そうしたら、手作業で除雪する業者が通っていくわけですから、どうしてうちの分はとってくれないのだと、ついでにこれもちょっとやってほしいと言う方がきっと出てくるのではないかと思います。そういうときに、道路に面しているところだけなのですと言い切れるものかどうか。こういう新しい課題がすごく出てくるのではないかと思います。私は、基本的にはエリアを決めて、そういう除雪援助を求める方々に対応できる仕掛けをつくっていくべきだと思いますし、対象者については福祉除雪の計数を適用したわけですから、除雪回数については建設部の回数を適用すると、そういうふうに取り組んでみてはいかがかと思いますが、この点はどうでしょうか。

○（福祉）地域福祉課長

福祉除雪の回数を置き雪の回数、すなわち除雪の入るたびに実施するべきだという御質問でありますけれども、そうなりますと予算もそれなりに必要となってきますし、今の財政の状況では難しいものと考えます。繰り返しになりますけれども、今後、置き雪対策も含めた福祉除雪サービスというもののあり方を検討する予定になっておりますので、今言われたことも含めまして考えてまいりたいと思っております。

○中島委員

ぜひよろしく御検討ください。積年の課題ですから、福祉除雪になるような体制を期待します。

◎介護保険の保険給付費について

次に、介護保険のことを聞きたいのですが、今回の介護保険事業特別会計の決算を見ますと、歳出の保険給付費で、不用額がゼロで満度利用されているサービスと、予算計上されていても全く利用されないで全額不用額になっているサービスがあり、大変目立つのですけれども、なぜこういう状況になっているのか、最初に説明してください。

○（医療保険）介護保険課長

満度使用されているサービスと全く使用されていないサービスがあるという御質問ですが、満度使用されているサービスにつきましては、地域密着型介護サービス給付費、施設介護サービス給付費など5項目があり、いずれも当初予算では不足が生じ、補正予算を計上し、最終的な介護給付費を支払うときにさらに不足となり、流用して対応したものであります。

次に、全く利用していないサービスであります。特例居宅介護サービス給付費、特例地域密着型介護サービス給付費など、6項目があります。この項目の支出は、要介護認定の申請前に、緊急やむを得ない事情などにより介護サービスを利用したときに、この項目から支払うこととなりますが、この特例の支払については、本市においては制度発足以来、まだ一件もありません。国の平成11年度介護保険特別会計の款項目節区分に基づき、この項目を設定している次第であります。

○中島委員

そうしますと、国の基準に基づいて設定はしているけれども、そういう実施例はないと。つまり、そういう要望があったときに、対応は別の形でできているということではないのでしょうか。

○（医療保険）介護保険課長

緊急やむを得ない対応につきましては、老人福祉法において緊急やむを得ない措置というのがありますので、介護保険サービスに限らず、措置でも対応できると考えております。

○中島委員

そういうことでしたら、強いてつくらなくてもいい予算項目をつくっているということで、適正な対応を国に求めることが必要ではないかと思いますが、いかがですか。

また、平成24年度予算も見ましたけれども、やはり同じように組んでいるのです。同じように500万円ずつ組んで、これもたぶん24年度決算でゼロで、使わないという形でそのまま残るのではないかと思うのですが、そういう項目ならば、あえてこの500万円という多額の予算、多額でもないですか、計上しないで、もっと額を減少して形式的な形にすることも可能ではないかと思いますが、そのあたりはどうか。

また、もう一つの問題では、結局サービスの利用が多くて、補正予算を組んだ後、さらに必要な額が発生して、こういう報告になっているという分野についても、それが予算にどう反映されているかということのを24年度予算と比べてみましたけれども、この補正後の最終予算額を下回るような予算も結構あるのです。ですから、あまりこの決算の結果が予算に反映されていないのではないかと思ったのですが、この点についてはいかがでしょうか。

○（医療保険）介護保険課長

まず、使っていないのであれば、国に適切な対応を求めてはどうかということですが、この特例の科目というのは、例えば離島で介護サービス事業所がないところで介護サービスを使ったときに、この特例で支払っている保険者もあると聞いておりますので、国にこの部分を削除するという提案というのはできないかというふうに考えています。本市において、この部分を考えますと、どうしても削除できるものであれば削除したい、その方法としましては、他市の状況を調べた上で、北海道にも照会をかけた上で、最終的な判断をしたいと考えております。

それと、特例のサービス費の予算計上でございますけれども、例えば特例居宅介護サービス給付費が500万円ということで今回予算計上しておりますが、これは居宅介護サービス給付費を含めた予算を考えた上で、その内数を特例に持っていったものであります。ですから、使わないということで非常に目立つものですから、今後、平成25年度の予算編成では、この部分について各市の状況を聞いた上で、科目が必要であれば1,000円だけ計上するという方法もあろうかと思っておりますので、そういう意味では25年度の予算編成の中で検討してみたいと思います。

それと、満度使っている予算について、なかなか決算が予算に反映されていないのではないかという御質問でございますが、23年度決算は24年3月に行われて、24年度予算は23年12月ぐらいに数字が固まるものですから、23年度決算を24年度予算に反映させることは、時期的なものもあってなかなか難しいということでございますので、この冬に作成する25年度予算で、今回委員の御指摘のあった点を踏まえて、予算を作成したいと考えております。

○中島委員

◎独居高齢者等給食サービス事業費について

最後に、任意事業費の中で、独居高齢者等給食サービス事業費が930万円ほど計上されておりますが、これは平成20年度と比較して、23年度の状況をお聞きしたいのです。それぞれ登録件数、利用件数、月平均利用数、そこら辺をお聞かせください。

○（医療保険）介護保険課長

平成20年度の給食サービスは、1事業所でありまして、登録者数は203名、食数は8,553食、月平均は713食となっております。23年度は、3事業所に対応しておりまして、登録者数が877名、利用者数が664名、食数でいきますと3万1,909食、月平均が2,659食、20年度と23年度を比較しますと、登録者数で約4倍、食数で約3.7倍となっております。

○中島委員

民間業者も入ることで、小樽市全域で利用件数が増えたと思いますけれども、週 1 回食事を提供して、安否確認をしながらということで利用されている方の数です。実際には高齢者も増えていきますし、一人世帯も増えていきますから、週に 1 回の給食では足りなくて、それ以上の回数を利用しているのではないかと思います、その辺についての情報はないでしょうか。

○（医療保険）介護保険課長

週 1 回以上、給食サービスを利用している数でございますが、一つの事業所から参考までに資料をいただきました。総体で、この事業所には 159 人の利用者がございます。そのうち、小樽市の給食サービスだけ 1 回利用している方は 45 名、全体の約 28 パーセントで、週 2 回利用している方が 10 名、週 3 回が 34 名、週 4 回が 29 名、週 5 回が 18 名、週 6 回が 11 名、7 日全部利用している人が 12 名ということで、複数回利用している方は 114 名となりまして、全体の約 72 パーセントとなっております。

○中島委員

今の御答弁を聞きますと、圧倒的に多くの方が 1 回では足りない状況かと思えます。週に 7 回も利用しているという方はほとんど毎食、食べているということですが、こういう点では高齢者世帯や単身世帯が増えたというだけではなくて、4 月から、介護報酬の変更で、ヘルパーの派遣時間の短縮によって調理時間が確保できなくなり、調理から弁当への切替えということが増えていると聞いております。現在の週 1 回にとどめず、利用回数の拡大もぜひ図っていくべきではないかと思えますが、この点ではいかがでしょうか。

○（医療保険）介護保険課長

給食サービスの利用回数の拡大についてでございますが、見直しに当たっては大きく二つの問題点があると考えております。ここで、財源が大きな問題ですが、財源の問題は横におきまして、制度の課題について 2 点ほど述べさせていただきます。

1 点目に、本市の給食サービスは、安否確認のために週 1 回利用となっております。人口 10 万人以上の他市の事例を見ますと、目的が栄養改善で、複数回利用することが可能となっております。本市の目的である安否確認から、他市と同様の栄養改善に目的を変更した場合に、現在受けている給食サービスを受けられなくなる方がかなり出てくると想定しております。今の対象者は、独居世帯と高齢者世帯の方を対象としておりますので、その中にはかなり自立している方がいます。その自立している方が、目的を栄養改善に変えたときに、給食サービスを受けられなくなるという問題が出てくると思います。

2 点目に、国は平成 24 年度に、介護予防・日常生活支援総合事業を創設し、新しいサービスを提供できるようにしました。この兼ね合いがありまして、第 5 期介護保険事業計画では、この総合事業の位置づけについて、第 5 期は方向性を見極める期間とすることで位置づけております。この見極める期間の方向性が決まっていないうちで、給食サービスの回数を拡大することは大変難しいと考えております。

○中島委員

私は、安否確認のレベルから栄養改善に切り替えるという方向で、どういうふうはこの制度を変更できるかということを検討すべきだと思います。ひとり暮らしの方の食事の保障を週に 1 回に限るという段階から、他都市のように週何回、朝、昼も含めて利用できる場所があるわけですから、利用者のアンケートや意見などの聴取ができないのかと思います。

さらに、総合事業の問題におきましては、我が党は、介護保険のサービス切捨てになる中身であり、到底賛成できませんので、総合事業との位置づけの中で先送りにするということについては賛成できません。ぜひ多くの方が期待している中身を把握した上で、利用回数を増やすような制度改善を期待して終わります。

○小貫委員

◎街頭補導について

事務執行状況説明書の45ページ、青少年課の街頭補導について伺います。

まず、小学生、中学生、高校生の補導の割合について、平成19年度から人数を示してください。

○（生活環境）青少年課長

平成19年度からの小学生、中学生、高校生の補導者人数と割合ということでもありますけれども、19年度は、小学生109人、これは補導した子供全体の人数から見て15.8パーセント、中学生153人、22.2パーセント、高校生420人、61.1パーセント、20年度、小学生147人、26.3パーセント、中学生182人、32.6パーセント、高校生218人、39.1パーセント、21年度、小学生124人、24.6パーセント、中学生228人、45.3パーセント、高校生146人、29.0パーセント、22年度、小学生99人、21.7パーセント、中学生232人、50.8パーセント、高校生125人、27.4パーセント、23年度、小学生120人、22.8パーセント、中学生307人、58.4パーセント、高校生96人、18.2パーセントとなっております。

○小貫委員

次に、行為についてですけれども、事務執行状況説明書には、喫煙、怠学、不健全娯楽とありますが、同じように平成19年度からそれぞれ示してください。

○（生活環境）青少年課長

補導の行為別の割合でございますけれども、平成19年度においては、喫煙54人、7.8パーセント、怠学、これは学校を早退する、遅刻する、学校を怠けることでございますが、これは367人、53.4パーセント、不健全娯楽、これは主に子供同士でゲームセンターに行き遊んでいるというのが全部になりますけれども、これが254人、36.9パーセント、20年度におきましては、喫煙37人、6.6パーセント、怠学195人、35.0パーセント、不健全娯楽325人、58.3パーセント、21年度、喫煙27人、5.3パーセント、怠学124人、24.6パーセント、不健全娯楽348人、69.1パーセント、22年度、喫煙14人、3.0パーセント、怠学111人、24.3パーセント、不健全娯楽331人、72.5パーセント、23年度、喫煙10人、1.9パーセント、怠学88人、16.7パーセント、不健全娯楽427人、81.3パーセントとなっております。

○小貫委員

経年的に追ってみると、ある傾向がわかってくるのです。まず中学生の割合が当初22.2パーセントだったのが58.4パーセントまで広がってきている、それと不健全娯楽の割合が36.9パーセントだったのが8割まで上がっているということで、逆に喫煙と怠学は減少してきているということですが、不健全娯楽が平成23年度から増えているのですが、この理由については何かあるのでしょうか。

○（生活環境）青少年課長

不健全娯楽につきまして、平成20年度325人、21年度348人、22年度331人と、330人台前後でほぼ横ばいに推移しておりまして、23年度で421人と非常に多くなってございます。この理由ですけれども、実は、私どもが街頭補導に出るに当たりまして、最近の傾向として、ウイングベイのゲームコーナーで遊んでいる子供が見受けられるといたしますか、少し多くなってきたのではないかと感じていたところでありまして、そういったことから、23年度は11月から3月まで、特に屋内の施設ですので、雪の降る季節には子供たちがあそこに行って遊ぶのではないかと思います。それまでは週に2回、ウイングベイを巡回していたのを週3回に増やしました。これによって不健全娯楽の数が増えたものと認識しております。ですから、巡回を1回増やさなければ、若干増えたかもしれませんが、同じような数字であったらと思うしております。ただ、私どもはその数字を追っているわけではなくて、やはりそういう子供同士でゲームコーナーへ行って遊ぶということは、お金の消費、あるいは悪い大人という言い方はいいかわかりませんが、そういう人たちに声をかけられる危険性があるので、そういうのを未然に防ぐという意味合いでやっております。数そのものをあまり重視してというか、統計的に重視してやっているというわけではないので、その辺は御理解いただきたいと思っております。

○小貫委員

中学生が増えていることについて、どのように分析していらっしゃるのかお聞かせください。

○（生活環境）青少年課長

傾向として、高校生が減って、中学生が増えているということで、委員がおっしゃったように、中学生が非常に増えてございます。

私どもの分析といいますか、高校生が減っていることにつきましては、高校の教員が、授業を持っている時間が限られているというか、あいている時間があるものですから、高校によってはその時間に市街地に出て独自に補導しているということも聞いております。私立高校におきましては、札幌から通学している生徒が非常に多い中で、朝早い始業時間ですと遅刻がどうしても多くなるということで、遅刻を増やさないという意味合いで、公立高校よりも朝のホームルームが始まる時間を30分なり遅らせているという報告もあると聞いております。そういった各高校の取組によって高校生は減ってきているのではないかと考えております。

一方、中学生が増えていることにつきましては、なかなか理由がつかみにくいところではあるのですけれども、一つにはクラブ活動、要はスポーツや文化的な活動などの遊びが少なくなってきて、ゲームコーナーに行く子供が多くなってきているのではないかとということ、携帯電話が非常に普及している中で、どうもだれかがゲームコーナーに行くと、携帯電話で仲間を呼び出して人数が増えていくというような傾向もあるようです。その辺のいろいろな要素があると思うのですけれども、そういうことが絡み合っただけで中学生が増えているのではないかと考えておりますが、これだから増えたという単純なことではないと考えてございます。

○小貫委員

問題は、この結果をどう生徒の健全な育成に生かしていくかという点だと思うのですけれども、このような結果を話し合っただけで対策などを検討するのはどこで行っているのでしょうか。

○（生活環境）青少年課長

小樽市青少年センターという組織がございまして、そこは警察や、民生・児童委員、保護司、もちろん高校、中学校、小学校の教員、PTAの方、それから教育委員会が構成メンバーとなっておりますけれども、その中で運営協議会や幹事会での話し合いが毎年、定例的に行われています。そのほかに、小学校生活指導委員会や中学校生活指導委員会ということで、学校の生活指導に当たっている教員の集まりですけれども、それがほぼ毎月会議を持っているのですが、そこに私ども、あるいは警察の担当の方などが出席して、お互いに情報交換をしながら、対策といたしますか、こういう傾向にあるからこの辺をもっと多くしたほうがいいのか、そういう話し合いは、ほぼ月1回持っているところでございます。

○小貫委員

それでは、教育委員会への連絡は、学校を通して行くのか、青少年センターから行くのか、会議を通して行くのか、どうなのでしょう。

○（生活環境）青少年課長

今言いました、ほぼ月1回やっている小学校生活指導委員会、中学校生活指導委員会で、私どもから報告しております。そのほか、もちろん教育委員会からも出席しますので、そういう形での報告は毎月行っております。

そのほかに、補導したときに、学校に連絡したほうがいいのかと専任補導員が判断した場合、例えば補導したときに、うその学校名を言ったりして明らかに逃れようとするなどがありまして、こちらは別に犯人を捕まえようなどという意味合いでやっているのではないのですけれども、そういうことがあって更生の感じが見られない場合や、常習的な子供がいた場合に、ケースによるのですが、その学校に直接連絡したりすることもあります。ただ、そういうケースは非常にまれです。通常は小学校生活指導委員会、中学校生活指導委員会と月1回の報告という形になっています。

○小貫委員

月 1 回の会議でどれだけ情報を共有できているかわかりませんが、今、教育委員会が家庭学習に力を入れている、携10運動、音読などをやっている中で、こういった児童・生徒の放課後の活動の把握というのも、全体の生徒指導に生かしていく必要があるのではないかと思います、今、不健全娯楽イコールゲームセンターだということを前提にして言っているのですが、情報の共有について十分だと思っているのか、それとももっと共有していったほうがいいのではないかと考えるのか、それぞれ青少年課と教育委員会の御意見を聞かせていただければと思います。

○（教育）指導室石山主幹

教育委員会の立場で答弁させていただきます。先ほど来、青少年課長が申し上げているとおり、小・中学校それぞれの生活指導委員会がございまして、月 1 回、定期的開催しております。そこに教育委員会、青少年課、警察が参加する中で、お互いの情報提供というのがあります。教育委員会としまして、より詳細に聞き取る必要があると思われることについては、改めて青少年課から情報提供いただくとともに、各学校でも、先ほどもありましたけれども、事例によってはやはり強い指導というのでしょうか、そういうことが必要なものもあります。そういうことについて、教育委員会に学校から報告がある場合、ただその情報を聞くことにとどまらず、その中身についても、事案によりまして対応していくということになります。

各学校でも、もちろん家庭の協力を得ながら、子供たちの情報については平素から把握に努めております。それから、やはり日ごろから規律ある生活といえましょうか、そういうものをしっかりと指導することも大切だと思います。各学校の生活指導委員会では、それぞれ暮らしの目当てや中学生の決まりというものを定めております。そういうものを改めてしっかりと指導することも、非行の温床になることを防止するというのでしょうか、そういった事故を未然に防ぐことから必要ではないかと思っております。

○（生活環境）青少年課長

先ほど来から申し上げております、また、今、指導室主幹からもありました、生活指導委員会での情報交換ももちろんですが、学校の教員あるいは P T A の方と、実際に日常的に補導に歩いている中で情報交換することは非常に重要だと、大事にしていきたいと考えておまして、これからもそういうことに努めてまいりたいと考えております。

○委員長

共産党の質疑を終結し、自民党に移します。

○前田委員

◎生活保護費不正受給について

第 3 回定例会でも質問しておりましたが、生活保護費の不正受給について、その後、何か進展があったのか、新たに判明したような事実があればお聞かせください。

○（福祉）生活支援第 2 課長

9 月 10 日に、生活保護法違反の疑いで生活保護受給者が逮捕されているところですが、その後、警察の捜査に基づきまして、被害金額が当初予想していたよりも大きいということが判明しまして、昨日付けで小樽市が警察署に被害届を出したところであります。

○前田委員

被害金額が大きいということで、当初の金額とその被害金額についてお聞かせください。

○（福祉）生活支援第 2 課長

当初の被害金額は、生活保護受給中に就労収入があったことを届出していなかったということで、163万1,950円

について不正受給であるという判断をしていましたが、その後、警察の捜査の結果、被害金額については、今のところ、被害届の金額としまして1,148万2,275円になったところであります。

○前田委員

163万1,950円から1,148万2,275円になったということで、相当な金額に膨らんでいるわけでありますけれども、第3回定例会でも質問したのですが、これだけ大きな金額になった、なる前の、以前の聞いているところと、生活保護費の受給後、訪問ですとか、聞き取りですとか、いろいろしながら個々の調査に当たっているのだと説明を受けているわけですが、民生委員も近くにいるのでしょうかけれども、要するに可処分所得がずいぶん増えているわけですから、恐らく生活実態というか、そばにいる人なんか、民生委員などがよく見ているとわかるような気もするのです。この辺はどうなのですか、現実問題として機能しているのですか。

○（福祉）生活支援第2課長

生活保護が開始になりますと、担当のケースワーカーが定期的に家庭訪問を行いまして生活実態を調査するのですけれども、不正な所得によりまして、通常は持たないような非常な贅品、そういったものを購入していると、例えば電化製品とか高級家具を購入しているというようなことがありましたら、訪問したときに家の中を見てわかることはあるのですけれども、これを何らかの形で外で使っているとかがという場合については、なかなかその訪問調査時に把握するというのは難しいというのが実態でございます。

○前田委員

今の御答弁を聞いていると、今回のケースの場合は、そういう訪問調査をしてもなかなか目につくような、そういう物品の購入だとか、生活態度、様式の変化は見受けられなかったということなのですか。

○（福祉）生活支援第2課長

訪問調査では、それを見つけることができず、それとは別に収入状況調査というのを行ってまして、そちらから今回の件がわかったということでございます。

厚生労働省の指導に基づきまして、毎年、私どもは収入状況調査というのを行っております。それは、実際に生活支援課に申告している収入額と課税資料とを照らし合わせまして、数字が合っているかどうかを確認する調査ということでございます。

○前田委員

市としては、そういう調査をしていたが、なかなか実態はつかみきれなかったというか、見抜けなかったけれども、前にも質問していますけれども、調査の限界を感じたので、警察に通報して調査をお願いしたということで、警察の捜査で今回のこういう大きな数字が出てきたということなのですね。

○（福祉）生活支援第2課長

収入状況調査で疑義があるということで、本人に確認したのですけれども、本人が否定していたということで、生活保護法における調査に限界があるということで警察に相談しました。その結果、逮捕に至ったわけですし、今回、被害届を出すに至るまでの金額は大きな金額になりましたけれども、それは警察に相談した結果、判明したものだということで考えております。

○前田委員

ちょっと先に戻るけれども、市が不信を抱いた理由というか、原因というのは何だったのですか。

○（福祉）生活支援第2課長

先ほども話しましたが、市に本人が申告していた収入額と課税資料、要するに税金をかけるに至る収入額の食い違いがあったということで、本人に確認をとったということでございます。

○前田委員

それで、1,148万2,275円という金額が出てきたのですが、恐らく扶助費は市や国、道などで負担していると思

ますけれども、市の負担額というのは幾らになるのですか。

○（福祉）生活支援第 2 課長

被害届の金額の 4 分の 1 が市の負担額ということになります。

○前田委員

4 分の 1 ということは、25パーセントということですね。それで、その残りの 75パーセントは国とかそういうところから、市に対して何かペナルティ的なものというものはあるのですか。

○（福祉）生活支援第 2 課長

この出している額については、生活保護費として市から支給しているわけでした、そのうちの 4 分の 3 は国から入ってくる額なのですが、今後、これについては本人に請求していくことになりまして、それについては、入ってきた部分については国に戻していくことになるのかということでございます。

○前田委員

本人から今後入ってくる、入ってこないにかかわらず、そういう金額が判明したものについての 4 分の 3 については、返還義務のようなものが生じるのですかと聞いているのです。

○（福祉）生活支援第 2 課長

これは、今、道を通じて厚生労働省に報告しますけれども、今後、指示待ちにはなりますが、とりあえずこの分についてすぐに返還という形にはなりません。

○前田委員

ならないということは、返さなくてもいいということですか。

○（福祉）生活支援第 2 課長

返還された分については、その分に応じて返していくこととなりますけれども、例えば返還されなかった場合、これは時効になりますと、その分というのは支払としてはなくなると。ただ、その債権について、市は催告などをするとか、それなりの努力をするかどうかによって国で返還をしなくてもいいという形になるかどうかは分かってくるかと思えます。

○前田委員

何かよくわからないな。よくわからない、ずいぶん遠回しというか、難しい言い回しをされている。

それで、当然返還されて入ってきたら返さなければならないですね。悪い言葉で言いますと、市で猫ばばしておくわけにいかないから、当然国に返さなければならない。今回、こういう大きい数字が出てきたのですけれども、返還訴訟というか、何かそういうようなものを起こすおつもりはあるのですか。

○（福祉）生活支援第 2 課長

この数字についても、今判明したばかりでありますし、まだ警察で捜査中ですので、今後、市としてどういう対応にするか、もちろん本人には請求していくこととなりますけれども、それ以上の対応については、今後の捜査状況などを見ながらまた考えていきたいというふうに思っております。

○前田委員

考えていって、全然そのような気持ちはないのだ、そうしたら。

最初は不正受給かもしれなかったけれども、ずっと調査してこれだけ数字が膨らんでくると、今度詐欺罪か何か、違った罪名が二つ三つつくのかというような気もするけれども、そういうことを踏まえて返還する訴訟を起こすようなおつもりが全然ないのだ、そうしたら。

○（福祉）生活支援第 2 課長

生活保護法においては、不正受給があったときにとる方法としては、告訴・告発というのがあります。これは、それを警察に出すことによって警察に捜査を求めるというものでして、今回はそういった選択肢もある中で、警察

とも相談の上で被害届という形にしております。というのは、もう警察で捜査しているわけですから、この後、例えば詐欺罪が適用になるかどうかは警察の判断になりますし、私どもは生活保護法における生活保護費の徴収というのを本人に求めていきます。それが支払われるかどうか、それを見て、支払われないとすると、その後、訴訟か何かということまで考えていくことになるのかと思います。

○前田委員

推移を見守ります。

◎市税の収納状況について

次に、市税、決算説明書の33ページから38ページまで、市民税、固定資産税、軽自動車税、たばこ税、入湯税、都市計画税、これらが記載されております。

まず、これらの収入率などについて、それぞれお聞きしていきます。市税にかかわる、今、私が言った最近5年間の税目別の収入率について、それぞれお聞かせください。

○（財政）納税課長

過去5年間の税目ごとの収入率の推移ということでございますけれども、5年間ということなので、平成19年度から税目ごとに答弁します。

19年度、個人市民税は91.9パーセント、法人市民税が94.1パーセント、固定資産税が71.4パーセント、軽自動車税が90.4パーセント、たばこ税が100パーセント、入湯税も100パーセント、都市計画税が69.2パーセント、合計では80.7パーセント。

20年度が、個人市民税が92.0パーセント、法人市民税が95.2パーセント、固定資産税が70.2パーセント、軽自動車税が90.9パーセント、たばこ税が100パーセント、入湯税も100パーセント、都市計画税が67.9パーセント、合計で80.2パーセント。

21年度、個人市民税が91.6パーセント、法人市民税が94.8パーセント、固定資産税が67.5パーセント、軽自動車税が91.5パーセント、たばこ税が100パーセント、入湯税も100パーセント、都市計画税が65.4パーセント、合計で78.3パーセント。

22年度が、個人市民税が91.7パーセント、法人市民税が94.9パーセント、固定資産税が66.3パーセント、軽自動車税が91.8パーセント、たばこ税が100パーセント、入湯税も100パーセント、都市計画税が64.2パーセント、合計で77.2パーセント。

23年度が、個人市民税が91.6パーセント、法人市民税が94.3パーセント、固定資産税が63.7パーセント、軽自動車税が92.5パーセント、たばこ税が100パーセント、入湯税も100パーセント、都市計画税が61.0パーセント、合計で75.4パーセントとなっております。

○前田委員

平成19年度から23年度まで、今、御答弁いただきましたけれども、80.7パーセントから80.2パーセント、78.3パーセント、77.2パーセント、75.4パーセントと、合計ではずっと下がってきているのですよ、傾向としては。収入率は80パーセントを割っているわけですが、この決算説明書に滞納繰越分という項目があるのですが、ここに数字が各項目でそれぞれ記載されていますけれども、ここに載っている数字というのは、この80を切った分の、残りの20.何がしかの数字がここへ載ってくるということなのだとは思いますが、毎年度、19年度から見るとずっと2割、20パーセント以上で載ってきている、こういう繰り返しになっているという部分で、こういう押さえでいいのですか。

○（財政）納税課長

収入につきましては、現年課税分の収入と滞納繰越分の収入と二つに分かれます。現年課税分については、当然その年度に新規に課税する分の収入です。滞納繰越分というのは、その年度ではなくて、それ以前の年度で未収と

なったものが、その当該年度に引き継がれて、滞納繰越分という形で調定を起こして収入のほうに入ってきます。

○前田委員

そうしたら、平成23年度で言うと、そこに載っている数字というのは、22年度分ではなくて、21年度分以降の話になるのですか。

○（財政）納税課長

要するに、平成23年度の中で滞納繰越分と出てくる額というのは、あくまで22年度までの未収金が23年度に入ってきます。

○前田委員

当然、滞納繰越分、要するに未収金の分を追跡して徴収をかけていると思うのですが、この収入率はどのような状態になっていますか。

○（財政）納税課長

滞納繰越分の収入率の関係ですけれども、先ほどと同じように、例えば5年間で答弁しますと、平成19年度が15.4パーセント、20年度が16.0パーセント、21年度が14.4パーセント、22年度が13.6パーセント、23年度が9.2パーセントとなっています。

○前田委員

先ほどの収入率と同じで、この滞納繰越分の徴収についても、15.4パーセントからずっと下がって、最後に平成23年度で9.2パーセント、75.4パーセントの残りというのか、これでいいのかどうかかわからないけれども、9.2パーセントしか回収されていないというふうに受け取っていいのですか。

○（財政）納税課長

平成23年度、滞納繰越分が9.2パーセントということで、結局滞納繰越分として調定した額の9.2パーセントしか収入になっていないということです。

（「滞納の中身を聞いたらいいではないか」と呼ぶ者あり）

（「済みません、私が質問しているのですけれども」と呼ぶ者あり）

○委員長

お静かに願います。

○前田委員

観点が違うので、申しわけございません。中身はここに書いてあるからいいのです。

それで、これらの収入率がどんどん、昨年度ももちろんそうですし、こうやって滞納繰越分がどんどん増えてきているわけですよ、収入率が下がっているということは、そういうことだと思うのだけれども。これらの対策というのか、いろいろとされていると思いますし、他の市町村でもいろいろなことをやっているようですが、本市においてはどのような、最近、これだけ下がって、9.2パーセントまで下がってきているのだけれども、気合いを相当入れてやっていかないと、この辺がどんどん増えて、また今日できなければ後日質問しますが、こういった起きていることに歯止めをかけるような強力な実効を伴うような施策というのか、何かとっているのかをお聞きしたいと思って質問しているのです。

○（財政）納税課長

市税の収納対策についてでございますけれども、まず収納対策といたしましては、滞納者に対して定期的に、電話や文書による催告、あるいは臨戸訪問を実施しておりまして、財産があるにもかかわらず納付に応じない場合には、預貯金などの差押えを行っています。

これまでの主な取組でございますけれども、平成19年度からは、それまで納付催告中心の体制だったのですが、これを差押え中心の体制に変更しました。21年度からは、差し押さえた動産などの換価のために、インターネット

公売を実施しました。22年度からは、地方税法の規定に基づいて、北海道による市・道民税の直接徴収を実施し始めたほか、今年度からは、納税課の組織を係制からグループ制に変更して、収納体制の強化を図ったところです。

○前田委員

競売や差押え、平成21年度からそういうことをされているのかなと聞いていたのですけれども、これらの件数と金額というか、効果についてお聞かせください。

○（財政）納税課長

差押えの件数と額ということで、平成19年度からの数字で答弁しますけれども、19年度が828件、市税に充当した額が3,884万円、20年度が1,244件、額が6,348万円、21年度が1,087件、額が6,154万円、22年度が1,190件、額が5,383万円、23年度が1,147件、額が4,824万円となっております。

○前田委員

件数も平成19年度から見ると増えてきていて、800件台から22年度までは増えてきていて、一生懸命頑張っているということもよくわかりますけれども、件数が増えているということは私も本当に驚いているのですが、金額も当然これにつれて増えてきています。そういったことで、納税といいますか、徴収については相当頑張っておられるということがよくわかりました。引き続き、財政健全化のために頑張っていただきたいと思います。

質問を変えます。

◎入湯税について

入湯税についてお聞きします。

まず、入湯税とはどのような税金なのか、この辺からお聞かせください。

○（財政）税務長

市税条例でうたわれてございまして、第122条ということで、「入湯税は、鉱泉浴場における入湯に対し、入湯客に課する」ということで、簡単に言えば、そういう温泉施設に入ったときに、日帰りと宿泊と分かれていますけれども、そういう意味で料金をとるという、もともとは地方税法から来ているものでございます。

○前田委員

済みません、次に回します。今入ったばかりなのに、申しわけございません。

○上野委員

◎財政について

まず、財政全般について質問させていただきます。

昨年度、実質収支が約11億7,400万円ということで、黒字の収支で終わったわけですがけれども、昨年度決算を踏まえた概略的な総括を、まず財政部からいただきたいと思います。

○（財政）財政課長

平成23年度決算の総括ということでございますけれども、まず一般会計におきまして、実質収支が約11億7,000万円の黒字となりまして、2年連続で実質収支が黒字となったものでございます。

歳入では、特別交付税が予算を上回りまして、歳出では、職員給与費、生活保護費のほか、他会計の繰出金などにおいても不用額が生じたことなどが主な要因となっております。しかしながら、22年度の繰越金がございますので、それを考慮いたしました単年度収支では約1,000万円の赤字となりまして、引き続き財政運営は楽観視できない状況にあるところでございます。

特別会計におきましては、すべての会計で黒字、若しくは収支同額、企業会計では、すべての会計において資金余剰が生じているところです。これらによりまして、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく23年度の健全化判断比率等のうち、実質赤字比率と連結実質赤字比率、あと企業会計の資金不足比率につきましては、算定

の結果、22年度と同様に、比率自体が計上されないという形になっております。

これらを踏まえまして、財政状況としては確実に改善に向かっていることは間違いのないところでございますけれども、これはあくまでも他会計からの借入れや職員給与費の削減などといった財源対策があったからのことでございまして、依然として厳しい状況にあることは変わってはおりませんので、引き続き財政健全化にかかわりながら、真の財政健全化に向けて取り組んでいかなければならないと総括しております。

○上野委員

御答弁にあったように、一般会計がやはりなかなか厳しいという状況の中で、昨年度は実質収支で12億円ほどの黒字が出ましたが、他会計から9億円ほどの借入れがありまして、残念ながら、単年度収支で見ますと、昨年度は1,100万円の赤字ということになってしまって、他会計からの借入額も、平成22年度は9億円、23年度は5億円ということで、借入額も違いますけれども、この差が生じてしまった要因も含めまして、22年度と23年度の財政の構造的な違いというか、支出の部分を中心にまずお聞かせいただければと思います。

○（財政）財政課長

平成23年度決算と22年度決算の比較という形で答弁させていただきます。

まず、歳入では、市税が、個人市民税の減などによりまして約3億5,300万円減少しておりますが、地方交付税が、約5,200万円の増、市債が、学校の耐震化や新共同調理場の用地取得などによりまして約3億8,800万円の増、国庫・道支出金では、地域活性化・公共投資臨時交付金の減などによりまして約2億7,600万円の減となっております。

それ以外に、22年度決算で生じた黒字額を繰越金として23年度受け入れておりますので、その分が22年度との比較では増となっております、これが約11億9,600万円ございまして、これらを合わせて歳入の全体としては約2億9,000万円の増となっております。

一方、歳出におきましては、総務費では、国庫支出金等超過交付額返還金などの減によりまして約1億9,500万円の減、民生費では、子ども手当の経費などの増によりまして約5億3,400万円の増、衛生費では、病院事業会計の繰出金の減で約9億4,500万円の減、農林水産業費では、製氷冷蔵施設整備事業費補助金の減などにより約2億1,400万円の減、商工費では、中小企業経営安定健全化資金貸付金の増などによりまして約1億2,100万円の増、土木費では、下水道事業会計繰出金の減により約3億2,700万円の減、消防費では、特殊はしご付消防ポンプ自動車購入費の増などにより約1億7,400万円の増、教育費では、校舎の耐震補強、大規模改造などによりまして約6億3,600万円の増、諸支出金では、財政調整基金積立金の増、他会計借入金償還金の減などによりまして約4億7,000万円の増、そのほか、災害復旧費では約1億4,800万円の減、職員給与費では約1億4,400万円の増などによりまして、歳出全体では、約3億1,600万円の増となっております。

これらを総じて申し上げますと、22年度と23年度の比較では、歳入のほうが約2億9,000万円増加して、歳出は約3億1,600万円増加という形で、歳入歳出の差引きといたしましては、23年度決算が22年度決算よりも約2,600万円のマイナスとなっております。ここから翌年度に繰り越すべき財源の差額が約1,600万円ございますので、これを差し引きますと、決算説明書に出ております実質収支という形の部分の約1,000万円のマイナス、これが赤字という形で出てくるものでございます。

○上野委員

やはり基本を考えますと、単年度収支をまず赤字にしないというか、結局、昨年度貯金した分を少し食いつぶした形になっているというのが見えてきますので、今後、そういう面を踏まえた財政運営、今年度は他会計からの借入れをしないという形で、予算を立てているわけですがけれども、それを踏まえた収支均衡に向けての努力など、今後の財政の運用に関するお考えがあればお聞かせください。

○（財政）財政課長

まず、平成24年度の予算編成においては、他会計からの借入れを今までしておりますけれども、他会計からの

借入りに依存しない財政構造に改めるということで、24年度の予算編成では、借入れをしない予算編成を行ったところでございます。

ただ、その予算編成の中では、財政調整基金の取崩しだけではやはり収支の均衡がとれませんでしたので、除雪経費の予算の一部を計上留保して収支均衡を図ったところでもございました。23年度決算が黒字になったことで、除雪費で計上留保していた分も、補正予算ということで計上させていただいておりますが、23年度からの黒字額、24年度繰越金という形になりますけれども、これを新年度予算に向けての財源や、今後の新たな財政需要に対応するための財源という形で活用していかなければなりません、それを新年度予算編成の財源不足に仮に充てたという形で考えますと、ほぼなくなってしまうという状況にもなりますので、なるべく早期に、委員がおっしゃるような形の、本来の意味での収支バランスをとることが必要になってきますので、そのような運営をしながら、年度間の財政の不均衡や不測の財政需要にも対応し得る財務体制をつくり上げることが、今後取り組んでいかなければならないことだと考えております。

○上野委員

ぜひお願いしたいところがございます。

◎職員給与費について

そこで、先ほど、前田委員から市税の話が出ましたので、端的に申します。収入を増やすことについては、市税の分野では非常に厳しいという状況が見えてくる。今後、今までの経過も踏まえてですけれども、収入が減っていることはやはり間違いないことでありまして、そのことを考えたときに、支出をやはり減らさなければならないというのが当たり前の話になってくると思うのですが、その支出の中で義務的支出がございまして、その部分でまず人件費についてなのですけれども、年々職員数が減っていく中で、今年度、昨年度よりも人件費が若干増えている要因についてお聞かせください。

○（総務）職員課長

平成23年度一般会計の職員給与費の関係ですけれども、23年度決算が87億4,700万円ほど、22年度の決算が86億300万円ほどで、1億4,400万円ほどの増となっております。

まず、減額要因としては、職員数の減などによって給料が9,200万円ほど減っております。増額要因としては、退職者の増加により、退職手当が1億3,800万円ほどの増、また期末手当の凍結解除によって1億円ほどの増となっております。これらにより、前年度に比べて1億4,400万円ほどの増となっております。

○上野委員

まず、退職手当についてなのですけれども、退職者が昨年度よりも多いということで退職手当が増えている。この退職者については、今後たぶんさらに増加傾向になると思うのですけれども、どのような推測ができるのか、お聞かせください。

○（総務）職員課長

退職者の増加については、ピークはもう過ぎていきますので、それほど多くなるということはありません。

○上野委員

退職者の増加にそれほど動きがないということで、退職手当も大体これぐらいで推移するのかなと単純に考えるのですけれども、そうなりますと、先ほど職員給与費に関しまして、凍結解除がありまして若干増えている。結局、昨年度決算において単年度で赤字になってしまった。その中で、固定費であります人件費が凍結解除になったのも一つの要因になるのかなと考えますけれども、もともと凍結解除になったのは、単年度収支がゼロになったということで、収支均衡が名目上図られたということで、昨年度から行われたと思うのですが、今後、財政を見ていく中で、この解除に関して、継続するのか、又は、最終的に財政で切り詰めるところを切り詰めていかなければならないので、固定的な部分はやはり減らしていかなければならないと考えると、このままの状況が続くのかという不安

が考えられているのですけれども、まず市側としてはどのようなお考えでいらっしゃいますか。

○（総務）職員課長

職員給与費についてですけれども、予算を含めて、今後の基本的な考え方なのですが、平成16年度以降、職員の給料については削減を行ってきたところでありまして、今後、財政状況の推移と申しますか、圧縮を考えていくというような問題だと思っています。

○上野委員

私もそれは問題だと思っていますけれども、今の御答弁から察するに、財政状況を見ながら、もう一回凍結することもあり得るのかなというようなニュアンスで受け取って大丈夫ですか。

○総務部次長

職員給与費の減額について、今、凍結ということで話されたのは、期末手当、勤勉手当のことだと思うのですが、平成20年度に2年半ほど凍結させていただいたときは、当初予算を組む段階で、収支均衡予算が組めない状況にあったものですから、一定程度やむを得ないということで、当初1か月分の削減をしていった中で、2年半ほどやらせていただいたのですが、それはあくまでも収支均衡予算が組めないという緊急事態における緊急避難的な措置だったものですから、そういった対応をさせていただいたというのが一つです。

一方で、職員課長も言いましたけれども、給料、本俸の独自削減も16年度からやっていて、当初の予定では、組合とも協議させていただいた中で、16年度、17年度、18年度の3年間だけやらせてくれという条件で始めた部分です。ところが、19年度に、国の三位一体の改革の関係で、御存じのとおり、地方交付税が減って歳入が大幅に減った中で、どうしようもなく、19年度以降も組合にお願いして続けさせていただいたという経過はあります。その段階では、財政再建団体に転落するといったことを回避するという目標のほかに、まず累積赤字を解消するまでやらせてくれといったことで、24年度を一つの目標にしてやってきた経過があります。

ただ、先ほど言いました期末手当、勤勉手当の削減効果もあって、2年前倒して累積赤字が解消された、これは皆さんの記憶に新しいところだと思うのです。そういったこともあって、職員組合からは、給与を削減する理由はもうなくなったでしょうという話は2年ほど前からされておりまして。その中で、23年度、24年度についても収支均衡予算を組めないため、他会計からの借入れもしている状況、今年度で言うと、他会計からの借入れをせずに予算編成をしなければならない状況で、収支均衡予算を組めないということで、昨年度、今年度ということで独自削減をやらせてもらっているわけです。

それと、その間、特殊勤務手当や住居手当、もっと言うと、管理職手当では、9年度からもう15年になりますが、今も独自削減が続いている状況でありますので、財政状況が厳しい中で、今回、新しい財政健全化計画を立てることになってはいますが、そういった中では、独自削減の回復もある程度頭に入れながら、そういったものをつくっていくかなければならない時期に来ているのではないかと考えています。

○上野委員

固定費については、額なのか、人数なのか、人数をもう少し減らして何とか収支均衡を図るのか、いろいろな要因があると思うのですが、やはりこの固定費を減らさない限りは、収入が減る中でなかなかやっていけない状況が続くと思いますので、職員の皆さんもそうですし、私たち議員もそうです。やはり税金から報酬をいただいている人間の給料のあり方については、今後も議論しながら、根本の小樽がつぶれてしまっただけでは話にも何もなりませんので、そこら辺はぜひともこれからも考えていきたいと思っておりますので、どうぞよろしく申し上げます。

◎生活保護費について

もう一点、生活保護費についてお尋ねします。

同じ固定的、義務的経費として、生活保護費が非常に増えていると思うのですが、年々増加傾向にありますが、この生活保護費の内訳というか、生活保護を受けられる方がいろいろいらっしゃると思うのですが、

どういう内訳の方がいらっしゃるかをまずお聞かせください。

○（福祉）生活支援第 1 課長

生活保護を受けられている方の内訳ということでございますけれども、内訳というのはとっていないのですが、生活保護の世帯累計ということで押さえている内容で申し上げますと、平成23年度、高齢者世帯が1,728世帯、母子世帯が422世帯、障害者世帯が314世帯、傷病者世帯が1,001世帯、その他の世帯、今まで挙げた高齢者世帯等に含まれない世帯のことですが、こちらが368世帯、合計で3,833世帯となっています。

○上野委員

年々生活保護受給世帯が増えていく中で、今、おっしゃった内訳の中で、年々増えている区分の方々というのはいらっしゃるのか、平均的に増えていくのか、例えば高齢者世帯がどんどん増えていくのかといった推移をお聞かせください。

○（福祉）生活支援第 1 課長

世帯の構成割合はここ数年それほど変わってはおりません。高齢者世帯につきましては、44から45パーセントぐらいでずっと推移をしております。ただ、母子世帯につきましては、若干ですけれども、12パーセントから11パーセントと少し減少傾向にあります。傷病者世帯、障害者世帯についても、ほぼ横ばいになっているのですが、その他の世帯につきましては、若干増えている状況でありまして、全体で見ますと、構成割合はほぼ横ばいという状況でございます。

○上野委員

構成割合が横ばいで、支出が増えているということは、全体的に、割合は増えないのですが、支出額は増えているということですね。

○（福祉）生活支援第 1 課長

これは、世帯割合は変わっていないのですが、その世帯の構成、人数構成ですとか、いろいろな条件がありますので、同じ世帯構成だからといって、例えば高齢者世帯だからといって、皆さんが同じ生活保護費というわけではございません。それぞれの世帯状況に応じて保護費が出てきますので、その中では、構成割合が変わらないからといって、保護費が増えないということではございませんので、そういう観点からいきますと、保護費が若干増えてきているということではございます。

○上野委員

先ほど、前田委員からもありましたが、生活保護費の不正受給等もあって、生活保護も年々増えていくので、財政を圧迫している要因にもなるのですが、生活保護費は、小樽の高齢者が増えていく状況を考えると、減る要因はあまりないかと思うのです。適正な生活保護費の支給に向けての取組については、先ほどの不正事件のことで御答弁いただきましたけれども、ほかに、例えば母子世帯についてさらに就労のさまざまな取組をすれば、働ける世帯は何か社会復帰に向けて取り組むとか、そういう内容があればお聞かせください。

○（福祉）生活支援第 1 課長

生活保護からの脱却という部分でいくと、就労して働いていただくというのがやはり一番脱却に近づくと思います。先ほど母子世帯の割合が若干減っているという話をしましたけれども、母子世帯でも働いている方が結構いますので、母子世帯の収入が若干でも増えると少しでも脱却していけるのかなという状況でございますので、母子世帯も含め、その他の世帯、これも稼働年齢層の方が中心になっている世帯でございますので、そういう世帯については就労指導を強化しているところでございます。

○上野委員

生活保護費の4分の1は市の負担だと思うのですが、その負担割合についても、これは市の話ではないですが、今後、生活保護費が増えるとか減るとか、市によっていろいろと若干差があると思うのですが、そ

の是正に向けて国に対してどのような要望をしているのかお聞かせください。

○（福祉）生活支援第 1 課長

生活保護費についての国に対しての要望なのですが、これは市長会などから、生活保護費については、国で、4 分の 3 ではなく全額見てほしいというような要望は上がっております。

○上野委員

小樽市では、生活保護費がどうしても増える傾向にありますので、国ともいろいろと折衝しながら、持続的な支給ができるような形で、市の財政にあまり負担を生じないような形の取組も、今後していただくことをお願い申し上げます。

○委員長

自民党の質疑を終結し、この際、暫時休憩といたします。

休憩 午後 2 時 58 分

再開 午後 3 時 16 分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開し、質疑を続行いたします。

公明党。

○松田委員

事務執行状況説明書並びに決算説明書に基づきまして何点が質問させていただきます。

◎移住促進事業について

最初に、移住促進事業についてお聞きいたします。

これは団塊の世代を対象に、小樽市への移住を促進するために、平成 17 年度から始まった事業で、21 年度までの 5 年間で 33 世帯 74 人が移住したと聞いております。

まず、基本的なことで恐縮ですが、何を以て移住とするのか、転入と移住とはどういう違いがあるのか、その点についてお聞きします。

○（総務）企画政策室薄井主幹

移住の定義についてでございますが、今、委員からも転入ということで少しお話がございましたけれども、広く考えた場合には、小樽に転入された方という捉え方もできますが、その転入におきましては、自発的なのか、あるいは会社の都合での転勤、そういう非自発的という部分がございますので、この移住の事業を進めるに当たりましては、やはり何らかの、自分の意思を持って自発的に小樽にいらっしゃる方、これが移住の定義の中心になるのかというふうに考えてございます。

○松田委員

移住促進ということで、小樽市に移住すると、その方たちに何らかの恩恵があるのかどうか、そういったことについてもお聞かせ願います。

○（総務）企画政策室薄井主幹

例えば、直接的な恩恵ということで、ほかの自治体では、移住してきて家を建てるという場合には、補助金を出しますというふうな直接的なインセンティブがあるということもあるのですが、小樽市ではそのような制度は持っていないというのが現状でございます。

○松田委員

移住促進事業ということで移住してきても、その方たちには特別な恩恵はないということでもよろしいでしょうか。

○(総務) 企画政策室薄井主幹

そういう、例えば金銭的な支援とか、そういう部分ではないのですけれども、小樽に何らかのメリットといいましょうか、住みたいという意欲も持っていらっしゃるという方でございますので、いらっしゃる方については、それがメリットというふうなことではないかと考えております。

○松田委員

促進事業が功を奏して、先ほど、平成21年度までの5年間で33世帯が、22年度事務執行状況説明書で一昨年度の状況を見ますと8件15人が移住してきたというふうになっておりますけれども、残念なことに、23年度はわずか1件2人ということで減少しております。減少した理由について、どのようにとらえているのか、その点についてもお考えがあればお聞かせ願いたいと思います。

○(総務) 企画政策室薄井主幹

今おっしゃったとおり、平成22年度が8世帯15人、23年度が1世帯2人、参考までに今年度はこれまでに5世帯8人ということで、年度によってばらつきはあるのですけれども、特に23年度が大きく減少しているという理由を、正直なかなか把握しかねる状況にあるというところでございます。といいますのは、この数字、人数というのは、市に移住に関する問い合わせがあつて、その後、実際に小樽に移住しましたというのが把握できた件数ということで、例えば、私どもに何も連絡がなくて移住してきたという人数はカウントされていない状況でございます。そういう中で、全体の動きを把握できない状況でございますので、この数字だけをもってどうなのだということがなかなか判断できないという点があることについては御理解いただきたいと考えてございます。

○松田委員

先ほどの転入と移住の違いという部分で把握はできていないけれども、自分の意思で来ているかどうかというのも、結局、転入の段階でも把握はできませんね。

○(総務) 企画政策室薄井主幹

転入の届出は出されるのですけれども、その際、そういう確認はいたしておりませんので、その段階での確認はできておりません。

○松田委員

私が考えたのは、1件で2人ということなので、平成23年度、東日本大震災の影響もあつたのかなということでお聞きしたのですけれども、それにしても、事務執行状況説明書で「移住体験・長期滞在メニュー」の拡充といいながら、移住促進パンフレットの作成部数が2,000部ということで、22年度と比較すると半減されていますし、また、小樽市移住ホームページへのアクセス数が22年度と比較して約1万件も減少していることから、小樽の魅力を感じられなくなっているのではないかと少し不安になったものですから、その点についてはいかがお考えになりますか。

○(総務) 企画政策室薄井主幹

パンフレットとホームページのそれぞれの理由といいましょうか、そのあたりを答弁したいと思います。

まず、パンフレットのほうは、主に道外、例えば東京、大阪、名古屋といったところで移住フェアを開催してございまして、そちらに参加する際に配布するというのがメインになってございます。平成22年度、4,000部作成しまして、そこはそこで積極的な活用ということで行ってまいったのですけれども、残りが生じたということがまず一つございます。23年度、その活用を図るということで、移住に関するほかの事業との予算の兼ね合いなどもございまして、そういうあたりを勘案しながら、部数を調整して見直したというのが実際のところでございます。

それから、ホームページにつきましては、冒頭で委員から団塊の世代という話がありましたけれども、当初そ

の移住がクローズアップされてきたというふうなことで、やはり団塊の世代の存在が大きかったと思っています。この方々が、19年度から21年度にかけて、一斉に定年退職されるという動きをとらえて、全国的にも、小樽市もそうなのですけれども、こういう方々を対象に、移住促進事業を進めてきたという経緯がございます。これはあくまでも推察の域を出ないのですが、少しずつではあるかもしれませんが、そういう動きが落ち着いてきているのではないかと推察しているところでございます。

もう一つ、ホームページというのは、情報の更新という部分がやはり非常に大事なところではあるのですが、これまでも、例えば体験のメニューを増やしたり、移住者の声を掲載したり、そういうふうなホームページの更新は行ってきておりますけれども、そういう更新が果たして頻繁に、頻度が高く行われていたかということについては反省するところもございますので、そういったいろいろな要因が重なりながら、ホームページの閲覧数も若干落ちてきているのではないかと推察しているところでございます。

○松田委員

それと、移住に関する相談件数が49件あったということなのですが、この相談内容について、相談者の年代や主な相談内容についてお知らせください。

○（総務）企画政策室薄井主幹

まず年代について申し上げますが、平成23年度の49件のうち、基本的に電話などでの問い合わせのケースが多いものですから、確認できない、年齢が不明な方が16名いらっしゃいます。年齢が判明している部分で答弁いたしますと、20代が2名、30代が6名、40代が2名、50代が8名、60代が12名、70代が3名ということで、年齢が判明している33名のうち、50代、60代で約6割という年代の構成でございます。

相談内容につきましては、賃貸物件も含めて、住宅に関する問い合わせが基本的に多いという状況でございます。このほか、移住の体験版ということで、数日から1か月、数か月程度、ちょっと暮らしという言い方をしておりますけれども、そういうちょっと暮らしに対する問い合わせや、仕事に関する問い合わせ、そういった内容が問い合わせの中心になってございます。

○松田委員

事業が開始して、昨年度は少なかったようではございますけれども、これまで40世帯以上の方が小樽に移住されたということですが、一番心配なのは、移住された方のその後についてなのではございますけれども、移住された方が今もそのまま小樽に定住されているのかどうかということについて、大切なことだと思いますので、その後については把握されているのかどうかということについてもお聞かせ願います。

○（総務）企画政策室薄井主幹

こちらについても、把握している限りという部分でございますけれども、そういう中ではほとんどの方が現在も小樽にお住まいになっているという押さえでいるところでございます。そういう方々が、例えば飲食店を経営されている、あるいはおたる案内人として活躍していらっしゃる、あるいはいろいろなボランティアに参加されているということで、地域に密着したいろいろな活動を行っている方が多いと聞いているところでございます。

○松田委員

移住されてきている方が定住されているということで安心しました。一番大事なのは、移住の促進も大切ですが、移住後に小樽に来て本当によかったと思って、またその方々の口コミから、今、移住を考えている人に対して小樽に来てよかったと、そういうことも非常に大切ではないかと思っておりますので、移住に関してはさらなる努力をお願いしたいと思います。

◎企業誘致について

次に、人の移住ということだったのでございますけれども、これに関連して、企業誘致についてお聞きします。

人口対策及び雇用促進の観点から、企業誘致についても大変努力されていると思っております。事務執行状況説明書に

よれば、新規誘致企業と新規操業企業という別立ての報告になっていますけれども、この新規誘致企業と新規操業企業との違いについてお聞かせください。

○（産業港湾）荒木主幹

事務執行状況説明書の平成23年度企業誘致状況についての御質問でございますが、新規誘致企業とは、企業の立地に対しまして市として何らかの働きかけなどを行いまして、本市の市域に用地を取得して誘致に至った企業ということでもあります。なお、年度末累計の企業数においては、過去に撤退した企業数は除いております。

また、新規操業企業といいますのは、新規誘致企業の内数でありまして、23年度中に操業に至った企業であり、年度末の累計は、23年度末の操業中の企業ということでもあります。

○松田委員

それで、せっかく企業がこちらに進出しても、見ると撤退企業が4件あります。せっかく誘致してきたのに撤退する企業もあるということは非常に残念ですが、これでいくと、プラス・マイナスすると3企業がマイナスになったということなのですけれども、この撤退理由についても、押さえていればお聞かせください。

○（産業港湾）荒木主幹

撤退理由ということでございますけれども、撤退企業4社のうち、倒産が3社、1社は用地を先行取得したものの、未操業のまま他の企業に用地を売却したということではありますが、理由については不明であります。

○松田委員

せっかく小樽に進出して、倒産されたということで、減ったということなのですけれども、撤退した企業の跡地利用というのはどのようになっていますか。

○（産業港湾）荒木主幹

企業撤退後の跡地ということでございますけれども、4社ともに、土地につきましては、他の企業に売却されております。また、工場が建っていたものにつきましては、近隣の市内の既存企業に売却されるなど、現在、活用されております。

○松田委員

せっかく小樽に進出した企業が倒産したりして撤退されたところがあるということですが、先般、企業誘致された東洋水産や一正蒲鉾の工場見学に、経済常任委員会の方々とともに参加させていただいて、本当にオートメーション化された近代設備に非常に感激した一人であります。いろいろと皆さん、企業誘致には御苦労されたと思いますけれども、さらなる企業誘致活動についてよろしくお願ひしたいと思ひます。

◎防災会議について

次に、防災についてお聞きします。

昨年の東日本大震災は、東北のみならず、私たち小樽市民一人一人にとっても、防災について考えるきっかけとなりました。それであるがゆえに、平成23年8月5日に防災会議が行われたと事務執行状況説明書に載っておりますけれども、どのような内容が会議の議題として進行されたのか、その内容についてお聞かせ願ひます。

○（総務）小濱主幹

昨年8月5日に開催された防災会議の内容でございますが、平成23年度は、庁内及び関係機関からあらかじめ提出がありました小樽市地域防災計画の修正案と、23年9月1日に実施しました小樽市総合防災訓練の概要案について、会議に諮りましていずれも議決をいただいたところです。また、防災会議までの1年間の本市の防災対策の取組状況につきまして報告したところでございます。

○松田委員

それで、少し疑問に思ったのは、あれだけの災害があったということで、防災会議が8月5日に行われたということなのですけれども、平成22年度事務執行状況説明書も見ましたら、同じく8月に1度開催されておりました。23

年度は、先ほど言いましたとおり、1回限りでした。防災会議の開催は、毎年1回だけの開催なのでしょうか。それとも、災害があったときには、不定期にもう一回やるとかというようなことはあるのでしょうか。

○（総務）小濱主幹

防災会議の開催ですが、防災会議につきましては、本市の地域防災計画の作成及びその実施の推進、本市の地域に係る災害が発生した場合における情報の収集などの事務を行うこととしておりまして、会長である市長が招集するほか、委員におきましても必要があると認めるときは、会長に対して防災会議の招集を求めることができることとなっております。特に回数、時期などについては決まっておりません。しかし、本市では、毎年度、地域防災計画の修正を行っているほか、総合防災訓練も実施しておりますので、通常時には防災訓練の前をめぐりまして8月に開催してきているところでございます。

本市では、地域防災計画に、今後、津波避難計画を追加していくことを考えておりますが、その修正につきましては、時期を選ばずに、準備ができ次第、防災会議を開催し、審議していただくなど、必要に応じて防災会議を開催してまいりたいと考えております。

○松田委員

安心しました。ともあれ、今は、東日本大震災からの一日も早い復興を願う次第ですけれども、防災会議につきまして、今まで女性の委員がいなかったということで登用していただきたいと、我が党は主張させていただきました。その結果、今年度より3名の女性委員を登用していただけたということは本当にうれしい限りです。大震災の教訓を生かしながら、今後も充実した防災会議を開催していただきたいと念願する次第です。

◎消防職員の配置等について

次に、防災会議に関連して、消防職員の配置数についてお聞きします。

事務執行状況説明書の89ページによれば、消防職員の配置数は242名となっておりますけれども、そもそも消防職員の配置数というのはどのように決めるのか、例えば人口で決めるのか、また人口1人当たりこうだからこういう配置数ということで決まり事があるのかどうか、最初にその点についてお聞かせ願います。

○（消防）総務課長

消防職員の配置数という御質問でございますけれども、これにつきましては、国から消防力の整備指針という通知が出ておりまして、その算定方法に基づいて算定しております。基本的には、1台の消防車に何名が必要か、事務の職員、通信指令本部の職員が何人必要かというように、部門別に掲載しまして、全体の職員数を算出しております。

平成24年度の数字になりますけれども、小樽市消防本部の体制を確保するのに必要な人数につきましては、地域の実情を加味しまして248名と考えております。

○松田委員

平成23年度の状況を見ますと、採用は6名、退職者は12名となっておりますけれども、もし年度途中で退職者が出た場合、その補充はどのようにされているのかをお知らせいただきたいと思えます。

というのは、消防職員の業務は本当に危険と隣り合わせだと思います。火災出動のみならず、防災出動もありますし、常に緊張も強いられ、体力も要求されると思うのですけれども、このように採用が6名で退職者が12名となった場合、新規で採用されても消防学校に行ったりして即戦力ということになった場合に、年度途中で退職した場合、どうなるのか懸念されるものですから、その点についてお聞きしたいと思えます。

○（消防）総務課長

今、松田委員がおっしゃったとおり、消防の業務につきましては、ある意味、特殊な業務でありますので、採用後、一定の期間を経て、本当の意味で一人前になるものと考えております。

したがって、中途退職や死亡などの理由によりまして、年度途中で欠員が生じた場合の対応でございますけ

れども、署所に勤務している、消火や救急などの現場活動に従事している職員につきましては、ハローワークへの求人などによる欠員補充ということについては対応できませんので、現場活動に支障が出ないように、職員の臨時的な配置替えなどによりまして対応しているところでございます。

○松田委員

◎救急車の不適正利用について

次に、事務執行状況説明書の92ページに、救急出動件数について記載されておりましたけれども、昨今、この救急車の出動につきましては、その要請のモラルが問われています。小樽でも、そのモラルが問われるようなケースがあったかどうか、その点についてお聞かせ願います。

○（消防）警防課長

ただいまの御質問は、救急車の不適正事案についての御質問だと思います。この不適正事案についてですけれども、救急車で搬送が必要のない件数です。いわゆる緊急性を伴わないものですが、平成23年度、全搬送人員5,478人中、155人が不適正事案の搬送人員となっており、全体の約3パーセントとなっております。これにつきましては、実際に救急車を出動した際に、救急隊が傷病者の観察や問診などを行って、例えば意識がある、受け答えができる、話がわかる、自力歩行が可能である、なおかつ医療機関への移動の手段が救急車以外にある、例えばタクシーで行ける、又は家族が車を運転して病院まで行ける、こういったものについて、緊急性がないと判断した件数となっております。

消防といたしましては、119番通報を受けた段階で、救急出動の必要性がないという判断はいたしませんので、通報を受ければ必ず全事案に出動することになります。

しかしながら、このような不適正事案が多くなりますと、緊急で救急車を本当に必要とする人が利用できなくなることになります。救急車の適正利用につきましては、総務省でも幅広く広報活動を行っておりますし、本市におきましても、今月の広報おたるに、救急車の適正利用について掲載させていただいております。また、毎月行っております救命講習会や各講習会等、機会をとらえながら、市民に救急車の適正利用を呼びかけているところです。

○松田委員

155人、約3パーセントの人から不適正要請があったということを知ってびっくりしました。

◎空家特別査察について

次の質問ですけれども、空家特別査察というのが記載されておりましたが、これは以前からある業務だったのでしょうか。それとも、今、小樽市でも空き家についてすごく問題になっていますけれども、この空き家問題に端を発した業務なのでしょうか。その点についてもお聞かせ願います。

○（消防）予防課長

ただいまの御質問でありますけれども、空き家となっている物件につきましては、昭和40年代から、小樽市では一般防火査察をやっておりまして、空き家の対象物につきましては、空き家になった時点で随時把握していくことになっております。

また、空き家の把握方法ですけれども、年2回、集中的に空き家の査察を実施しておりまして、消防車による業務出車や広報パトロール等をもって、管理不良や倒壊危険の空き家等を把握しているものであります。

○松田委員

では、この査察については、空き家になっているということで要請されたものを査察するのか、それともパトロール、消防としていろいろ防火の関係で査察した中で見つけた空き家について、この年2回、集中的に査察することなののでしょうか。

○（消防）予防課長

基本的に、空き家につきましては、蓄積されたデータを基に把握しておりまして、その後、一般対象物の検査、

高齢者査察などをやっておりますので、消防職員がそういう検査に行ったときに、例えば高齢者が施設に入所したとか、亡くなったとか、そういうときには、当然その対象物があくこととなりますので、そういう対象物については、その後、空き家としてとらえながら管理していく形をとっております。

○松田委員

陳情第312号のように、火災後、放置されたまま空き家になったという問題など、他機関との連携が必要になるケースが多々あると思います。東日本大震災に伴い、市民の防災意識も高まり、また他都市と比較して、小樽は高齢化が進んでおります。市民の安全と安心を担う消防署の方に敬意を表します。

◎市税還付加算金について

最後に、決算説明書から1点お聞きします。

決算説明書の136ページに、市税還付加算金という項目がありました。平成22年度は69万8,700円に対して、23年度は116万4,900円が計上されております。この還付加算金が発生する理由についてお聞かせ願います。

○（財政）税務長

市税還付加算金の発生の理由としましては、決算説明書で、市税還付加算金の上に市民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税と書いてございますけれども、例えば個人市民税であれば、扶養控除をつけ忘れた、医療費控除が漏れていたなど、改めてその方が確定申告をすると、そうなることで、税金の額が、例えば5万円が1万円になる、非課税になるなどの場合に、下がった額を戻さなければならないものですから、そういった部分の差額がこの市民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税それぞれの項目に出てくるということになります。その部分に合わせて、本来であれば、きちんとやっていたら、もっと以前にその額が確定しているわけですから、それが今になってということ、利息相当分みたいな考え方で、一定の率を掛けた分を合わせて、下がった還付金の元金に合わせて足した形で、その方に還付するという形の利息相当分がこの市税還付加算金という性格になるものでございます。

○松田委員

なぜこのことを聞いたかという、先般の、国庫支出金超過交付額の返還が遅れたがゆえに延滞金が発生したということに関連して質問したわけですが、この加算金については、市の問題ではなくて、訂正の申告があった、扶養の申告がなされてなかったがゆえに、戻すことによって加算金がついたということで理解してよろしいのでしょうか。

○（財政）税務長

市の課税漏れのような形の案件も、割合はわかりませんが、若干含まれていますが、ほとんどはそういう御自身の申告漏れというのですか、そういう形が起因しているというふうには考えてございます。

○千葉委員

◎生活保護費不正受給について

本日の決算特別委員会開催前に、先ほど来質問が出ている、生活保護費の不正受給についての報告がありました。これは決算にも絡んでいる非常に悪質なケースだと思いますので、何点か確認させていただきます。

事務執行状況説明書の63ページに、生活保護法による保護状況ということで内訳が書いてありますが、この内訳、この総額、今回の被害届の金額の内訳を、この63ページには生活扶助、住宅扶助と分かれていますけれども、それにのっかって御説明いただけますか。

○（福祉）生活支援第2課長

この被害届は、個々の積み上げを総額としているものですから、扶助費別に分けてはいないのですが、内容としては、扶助別に分けている項目に合わせますと、生活扶助、住宅扶助、教育扶助、生業扶助、冬季薪炭費を合わせたものの総額を被害届の金額として計上しております。

○千葉委員

先ほど、捜査中ということで、今後、その返済に対しては、催告等の請求をするということだったのですが、この請求権は本人に対してしか出せないものなのか、また、先ほど、就労収入以外の収入があったことが判明したということなのですが、この内容はどのような収入だったのかについても御説明願います。

○（福祉）生活支援第 2 課長

まず、本人への請求に関しては、生活保護法第 78 条で、不正に生活保護費を受給した者については、その費用をその者から徴収するということとなりますので、それに基づいた請求をすることになるかと思えます。

それと、就労収入以外の収入については、今、警察が捜査中ではありますが、わかっている部分としては、子供がいるのですが、子供の父親の給与収入や児童手当といったものが含まれています。そのほかにもまだあるかもしれませんが、現在、捜査中でございます。

○千葉委員

先ほど、本人の就労収入があったにもかかわらずということで、以前、生活保護の不正受給の件で質問させていただいたときに、本人が生活保護を受けながら就労しているときには、所得を自己申告するという御答弁があったと思います。今回のケースに関して、本人からの自己申告については、過去に何回かあったのでしょうか。

○（福祉）生活支援第 2 課長

生活保護申請時には、本人が働いているということになっていました。その後、仕事をやめたという申告だったので、実際には働き続けていたということでございます。

○千葉委員

たぶん、以前質問したときも話したと思うのですが、就労している方が本当にそこにお勤めになって、収入が申告と同じかどうかという確認をするのは大変難しいという答弁だったと思うのですが、今回は仕事をやめたということで、やめた事実は確認していたのかどうかについてもお聞かせ願います。

○（福祉）生活支援第 2 課長

本来であれば、就労先に給与内容等の書類提出等をすれば、事実としては一番わかるのですが、そのことによって、生活保護を受けていることがわかってしまうということがあるものですから、一律に照会しているわけではないのです。やめたということであれば、それに基づいて、不審な部分がなければ、本人の申告に基づいた処理をしているというのが現状でございます。

○千葉委員

以前もそのような御答弁をいただいたと思うのですが、現実には 1,100 万円という大きな金額が不正受給されたということで、市民にとっては、たぶん報道等されたら、また非常にお怒りの声が多々上がってくるかと思っています。以前質問させていただいたときの内容も、勤めていた会社の社長から、これは問題があるという御指摘もいただいています。御本人等が生活保護を受けている、受けていないというのは、確かに個人情報、プライバシーუნぬんということはあるかもしれませんが、雇用していた法人、事業主がそれを口外すること自体が、プライバシーや個人情報を外に出すということで、違反になるわけですから、それはきちんと守っていただく中で、確認できるのではないかと思いますけれども、その辺についてはいかがですか。

○（福祉）生活支援第 2 課長

先ほど、前田委員に答弁したのですが、収入状況調査というのをやっていまして、本人の申告額と課税に基づく収入額についてはチェックしているところです。ただ、これは 1 年遅れといいますか、年額が確定した次の年度でないといけないということで、リアルタイムでの調査はなかなか難しいところです。働いている会社に照会することができるのですが、現実問題として、その照会をしたために、本人がその会社にいられなくなってやめざるを得なくなった例というのもしやあります。そういったことを考えたときに、何でも照会していいの

かという部分に関しては、非常に難しい部分でして、厚生労働省や道からは、本人の意思に反する会社照会は、できるだけしないようにという指導も受けているところでございます。

ですから、私どもとしては、本人の申告に疑いがあるといった場合に照会していますけれども、あとは本人の同意が得られれば、照会している場合はあるのですが、本人からどうしてもそういうことはやめていただきたいという話があったら、できるだけ本人の意思を尊重しているところでございます。

○千葉委員

感情的とか、そういう部分では非常に理解はできるのですけれども、実際にこういうことがあったと、職場をやめざるを得ない状況の方がいたということですが、何件あるのですか。

○（福祉）生活支援第 2 課長

何件というふうにはとらえていないのですけれども、結局は、例として挙げさせていただきますと、本人が会社に生活保護を受けていることを隠して、会社が生活保護を受けている人を雇うわけにはいかないと判断して解雇したという例もあります。あるいは、同じ会社で働いていてその話を聞いた人が口を滑らせてしまって、周りの人にわかってしまって、いじめと申しますか、そういったことがありまして、やめざるを得なくなった例というのがございます。そういった例を個々に聞いています。ただ、それを統計的に幾らというふうに数字では押さえていないところがございます。

○千葉委員

私もそういう部分では本当によく理解できるのですけれども、やはり何らかの対策をとらないと、たぶん現在もそういう不正受給に関しては何件も情報が上がっていると思うのです。この方に関しても、たぶん生活状況等で、知っている方に伺うと、非常に目立つ生活をしてきたなど、ケースワーカーが訪れて会って、何らかの気づく機会が多々あったと思います。そういうことで、こういうことが今後起こることがないように、就労収入の調査に関しても、ぜひ何かしらの対策を考えていただきたいと思いますが、その辺についてもお考えをお聞かせ願います。

○（福祉）生活支援第 2 課長

どうしても、私どもは、本人が言うことが正しいという前提において、生活保護の決定、あるいは接さざるを得ないといえますか、ですから、本人が悪意を持って、最初から不正をする意図があった場合に、それを見つけることは正直、非常に難しいというのが現状でございます。

ただ、私どもとしては、そういった不正を見逃すことは当然できないわけですから、今後、調査していくこともそうですし、今回のように、必要に応じて警察と相談、連携などしながら、少しでも件数を減らすように努力していくつもりでございます。

○千葉委員

繰り返しになりますが、人として、そういう気持ちや感情、そういう接し方をしなければいけないことは、私も本当に十分理解していますし、そうあるべきだと思っていますけれども、こういったことが明らかになるということは、何かしらの対策をとらなければ、やはり今後続くと思います。それが大きなことにならないように、しっかりと対策をとらなければいけないと思いますので、その辺のところはぜひよろしく願います。

○（福祉）生活支援第 2 課長

この不正受給につきましては、小樽市だけではなくて、全国的な問題になっています。例えば、制度の一つとして、告訴・告発の基準を定めるとか、今、生活保護における調査権というのは一定の限界があるのですけれども、例えば会社に照会して回答がなくても、今はそれ以上のことはできないのですが、罰則を設けるといった、制度そのものの改正も、今、検討されているところですので、そういったものも含めながら、小樽市としても、取り組み方を考えていく。もちろん小樽市としても、独自にこういった不正受給が少しでもなくなるように、厳しく対処していきたいと考えております。

○千葉委員

少しでもというよりは、完全になくなるようにお願いしたいと思います。

○委員長

公明党の質疑を終結し、民主党・市民連合に移します。

○山口委員

◎生活保護費不正受給について

今、千葉委員がお聞きになった点について、私も聞いていてわからない点があったのでお聞きしますけれども、今回疑わしい点があったので警察に調べていただいて発覚したということでしたよね。

もう一つは、いわゆる課税当局です。所得を把握して市民税や道民税をおかけになるのですよね。働いていれば、市民税課でわからないのですか。アルバイトをやっていたら、わからないですか。要するに、市に課税されていれば、タイムラグがあっても、課税されているわけだから、所得があることはわかるわけですよね。そういうことを4年もわからなかったというのは、ちょっと私も理解できないのです。これは一つの怠慢というところがあるのですけれども、やれることをやっていたのだということにならないのですか。

○（財政）税務長

課税の件なのですけれども、先ほど、生活支援第2課長からありましたとおり、その年が終わった次年度に市・道民税ということになりますので、翌年度にならないとその方の所得や税状況がわかりませんので、リアルタイムというのは制度上無理ですし、翌年度の、課税ですから、6月ぐらいにならないと結局証明も出せませんので、まず6月中旬ぐらいが、最短でも、そういう状況に、制度自体がそうっております。

○山口委員

それはわかっている上で聞いているのです。4年も放置したということは、タイムラグがあっても、課税当局のほうに聞けばわかるわけでしょう、前年にそういう所得があったかどうかについては、そういうことではないのですか。

だから、今回、この事件では4年もやったわけでしょう。累積していたわけですよね。だから、まず、生活支援課が市民税課に問い合わせをすれば、前年の所得についてはわかるわけですよね、所得があったかどうかについては、課税しているわけだもの。そういうことをしなかったということですよ。少なくともそれはできますよね。働いているところに行き行って聞くということが、今、説明されるようにいろいろな事情があるのであれば、この庁内でそういうことができるわけですよ。それをなぜしなかったのかということを知っているわけです。

○（福祉）生活支援第2課長

今回の被害届の中で、平成21年1月からということになってはいますが、これは生活保護が開始になった時期でございます。それで、今回、最初に、9月10日に生活保護法違反の疑いで逮捕されたというのは、本人が働いた分を申告しなかったということとして、今回の21年というのは、本人が働いた以外の収入があったということで、就労収入だけに基づいたものではないのです。ですから、4年間というのは、生活保護が開始になってからの分が、結果としては、本来であれば生活保護を受けなくてもいい状態だったのに、生活保護を受けたということで、さかのぼる時期が21年1月までさかのぼったということでございます。

本人の就労については、先ほども答弁しましたが、生活保護開始時は働いているということで申告もしていたのです。ところが、やめたという話になりまして、その後、実際には働き続けていたと。それは22年度の収入状況調査で、21年に働いていた収入について、数字が合わない部分が出てきまして、このときに本人に問い合わせをしています。その時点で、本人が退職したという申立てをしまして、そのときに小樽市でも給与振込口座などの調査をしたのですけれども、結果としては、本人が言っていることが虚偽の申立てであるということまで見

つけられなかったということで、その当時は終わっております。

翌年度、収入状況調査で、今度は22年の分が出てきまして、そのときも本人に話したら、またそれは違うという話になって、この時点で、本人の言うことはもう疑わしいと。そういう状況になったときに、もちろん会社等に照会したその数字なども見せて違うという話をしているのですけれども、通常であれば、自分は実は申告していませんでしたということで、その場で言う方がほとんどなのですが、あくまでも認めないということで、これ以上生活保護法上の調査は無理だということで、警察に相談するに至ったわけです。

ですから、2年間にわたってあったという部分でございますので、過去4年にさかのぼってということとは、また若干違ってくるということでございます。

○山口委員

生活保護については、今、厚生労働省でもいろいろと、例えば、医療扶助は生活保護費の半分以上を占めているわけです。小樽の場合は、もう半分を超えています。これを何とか改善しようということで、新たな指針みたいなものを出すようです。10月にまとめるということをやっていますので、これも含めて、今後、議論させていただきたいと思っております。

◎財政について

財政について、これを申し上げますと物すごく時間がかかりますから、今日は端的にやりますけれども、前田委員も、上野委員も、財政についていろいろと質問されておりましたが、結局は、今、何とかやりくりできているけれども、基本的には収入が増える要素がなかなかなくて、市税全般、市民所得が落ちているわけですから、基本的には財政を縮小均衡させていかざるを得ないと。でも、その中で、財政力指数が0.445という、大変硬直した財政の状況です。経常収支比率が、小樽市は97.8ですから、全道の都市で一番高いと、ほとんどもう財政が硬直化しているわけです。そうすると、政策的経費どころか、もうないと。結局、これまで努力し、先ほどありましたけれども、職員給与もずっと落としているわけです。まだ人事院勧告より低いですよ。やっと期末手当については、緊急避難的な措置であったものを人勧の水準に戻したと。これは議員も同じです。今回新しく議員になられた方からほかの議員も含めて戻していただきました。けれども、結局、そういうところに本当にこれ以上手を突っ込めるのかということですよ。また、手数料も上げました。これ以上上げられないと。どうするのということになると、収入を増やす戦略をそういう中でも立てていくしかないということで、私はずっと申し上げているわけです。それにはやはり一定の投資が必要だということなのです。絞り込んで投資をしていく必要があるということだと思います。

私がずっと申し上げているのは、基本的には、本市の主要産業は何かと、変わってきたのではないかと、これは観光なのでしょうと、観光を落とすともうだめになりますよと、そこを何とかしましょうということですよ。この都市の魅力を上げていく努力をしないといけないと、戦略的にそれをやりましょうということで申し上げて、例えば港湾についても、第3号ふ頭については、港湾の用途だけでなく都市機能も入れようではないかと。当然、今、入港する客船も増えておりますし、そのニーズに合わせて整備もしましょうと、その計画をつくっていきましょうということになったわけです。旧国鉄手宮線については、来年度から事業をやって整備しましょうと、沿線についても何とか民間で景観形成をやってもらいましょう、そのためにはどうしたらいいかというような議論をやっていますけれども。天狗山については、中央バスと市が一体となって、リニューアルによって新たな魅力をつくりましょうということですよ。ほかにも一生懸命民間が頑張っている。祝津についてもそうです。朝里川温泉についてもそうです。

ただ、問題は、いつも指摘しているデータの中で私は言うておりますけれども、例えば商業、卸・小売業はずっと下がって、10年間で26パーセントから30パーセント近く下がっています。しかし、製造業全体が下がっていて、1,500億円を切っているような状況でありますけれども、製造業の中で唯一、食品が765億円ぐらいあって下がって

いないわけです、10年間で、若干伸びています。これは何かというと、基本的にやはりある程度、確かに東洋水産が操業、これはまだ入っていませんけれども、基本的には大きな食品加工工場ができると、上がったりますが、でもやはり観光にリンクされて、その部分が生きているのではないかなど。小売が減っているというのは、観光業も減っているから減っているわけですが、ただ卸売ほど減っていないのは、やはり観光があるからで、それで24パーセントの減少でおさまっています。卸売は3割以上減っていますから。

地場調達率も、平成12年度と16年度に調査していますけれども、12年度の調査では65パーセントです。それが16年度では49.3パーセントに落ちているわけです。その後、調査をやっていませんからわかりませんが、やはり地場調達率を上げていくということです。要するに、付加価値をつけて商品として売って、企業を大きくしてもらうということですよね、観光とリンクして。それを努力して産業政策でやっていかなければいけないと思います。

(「今アンケート回っているよ。全国的にアンケート出ている。小樽市も出ている」と呼ぶ者あり)

小樽市もしっかりとやらなければならないですけれども、いずれにしても大枠はそういうことだと思います。どうやって増やすのかというのは、他力本願の部分もあるのです。先ほど申し上げたように、東洋水産が操業を始めましたが、全体で60億円の投資です。固定資産税が入ってきます。本市は2年間減免していますけれども、3年目には入ります。より大きいのはLNG火力発電所です。これは50万キロワット級だから物すごく大きい。これを3基やるというのでしょうか。全体で160万キロワットというから、泊が3基で207万キロワットだから、原発との関連の話をしたらとても長くなりますから言いませんが、これは相当な、何千億円規模の投資ですよ。固定資産税が入ればむちゃくちゃ大きいです。市内に発電所があると、固定資産税が物すごく入ってきますから。私の故郷は水力発電所の固定資産税で成っているまちですから、よくわかるのです。

問題は、石狩市域にLNGのタンクをつくることです。LNGのタンクは北海道ガスが既につくっていますけれども、今度、火力発電所をつくるのは別にタンクをつくるわけです。これは石狩市域につくるわけ。北ガスとも協定を結びました。発電所は小樽市域につくるわけです。今聞いてもわからないかもしれませんが、投資額に対して、減免なしで考えて、1年目におおよそどの程度の固定資産税が入ってくるのですか。投資額の何パーセントといった目安というのはありませんか。言いづらいか。

○(財政) 資産税課長

投資額に対して固定資産税というのは、ちょっと……

(「乱暴すぎるか」と呼ぶ者あり)

(「難しいだろうな」と呼ぶ者あり)

ええ。ちょっと数字的には答弁できません。

○山口委員

いずれにしても、相当な額だと思うのです。

それで、小樽市は財政が厳しいです。今、企業誘致については、限度額なしで2年減免をやっています。このままでいいのかと私は思うのです。ほかの市の状況も見て、例えば石狩市は基本的には限度額が1億円で、3年の減免だと。少なくともその程度に、1年延ばしてもいいから限度額を1億円にするというぐらいのことを小樽市はやらないと、2年も入ってこないわけですから、これはきついです。その辺のところは検討しようと、言いづらいかもしれませんが、どうですか。

○(産業港湾) 荒木主幹

北海道電力のLNG火力発電所についての課税免除の件でしたけれども、まず本市の現行の優遇制度である企業立地促進条例では、定義としましては、工場等を新築し、操業を開始した企業のうち、新築した建物とその敷地に設置した償却資産の固定資産評価額が5,000万円以上の場合において、当該敷地のある土地を含めまして、固定資産税と都市計画税の課税を2年間免除しております。

今、委員から御指摘がありましたこの見直しということでございますけれども、現在、道央圏の他都市の優遇制度を検証しているところでありますが、対象となる条件面での多少の違いはありますけれども、工場等を新築し、操業を開始した場合、ほとんどの都市で固定資産税等の課税免除期間が3年間である、課税免除に上限額を設けているという状況であります。

また、先ほど委員からもありました石狩市でありますけれども、本年7月に条例改正を行いまして、課税免除期間を2年から3年、上限額を各年度1億円ということで改正を行っています。

本市としましても、この優遇制度につきましては、企業が立地選択する上では非常に大きな要素になるということで考えておりまして、今後の競争力強化のためにも、来年度に向けて本市の条例に必要な見直しということで、現在、具体的に検討しているところであります。

○山口委員

LNG火力発電所については、以前、若干議論させていただきましたけれども、今、アメリカのシェールガスは、日本が買っているガスの価格の10分の1というのです。今、住友商事でしたか、液化プラントをアメリカの東海岸につくっています。それを基本的に輸送して持ってくると、今、原油に連動してガスの価格が決まっています、高いガソリンを買っていますけれども、半分以下で買えるという試算も出ております。

もう一つは、ガスコンバインドといいまして、新しい火力発電所のほとんどで採用されていて、基本的に余熱でも発電しますから、旧式とは違って、2度発電できるわけです。そうすると、基本的には同じ燃料で2倍出力できるわけです。もう一つは、最高出力に至るまでが、1時間程度で最高出力になりますので、夜間、電力が要らないときには切っておけるということですから、ある意味では、ガスの価格が下がり、なおかつ、効率が2倍になれば、今、経済産業省が試算しているような、原発をやめれば電気料金が2倍になるということはある得ないことはもうはっきりわかっているわけです。

だから当然、今の状況を考えていけば、北電も石狩湾新港に1基つくった、2基目、3基目は一応予定しているけれども、やめるかもしれないということは私はないと思うのです。必ずここ10年、15年のうちに3基目までをおつくりになると思います。これは大きいです。

もう一つ、グリーンファンドが洋上風力発電を石狩湾新港地域でやると言っています。これはどういう計画になっていますか。これも固定資産税の関連で、私も非常に興味を持っております。

○（総務）企画政策室長

洋上風力発電の関係ですけれども、会社としては、グリーンパワーインベストメントという会社が計画してございます。港湾区域の洋上に、港湾の運搬の航行に支障のないような部分に洋上風力発電施設をつくるということで、計画としては、たしか10万キロワットぐらいの出力を考えているということで聞いているところです。

○山口委員

御答弁できなかつたらいいのですが、建設費は1基で何億円ぐらいになっていますか。

○（総務）企画政策室長

その辺は、今、資料を持っていないので、一概に言えないものですから、答弁できません。

○山口委員

そうならば結構です。私のほうでもまた調べておきます。

いずれにしても、とらぬタヌキの皮算用ではないけれども、このような話を聞いても仕方がないかもしれませんが、財政はそういうところに非常に頼らざるを得ない。固定資産税は、直近はどうでしたか、七十何億円、私が議員になったときはあったのですけれども、今、60億円を切っていますよね、59億円ぐらいでしたか。だから、2割近く減っているということです。徴収できていない部分もありますけれども、それはほぼ徴収できそうにないですから。だから、先ほど前田委員が言っていましたけれども、大体収入率が75パーセントぐらいですから、59億

円のうち、要するに徴収できていないのは20億円ぐらいだと。だから、固定資産税で滞納されたのは20億円を超えているということです。これは取れると思わないほうがいいと思う。いずれにしても、やはり固定資産税が一番大きいですから、市民税も持っていますけれども、基本的には固定資産税が増えると、やはり大きいのです。だから、LNG火力発電所にしても、まともに取りれるように、今、条例改正を後でやってくれるという話ですから、早くやっってもらおうということです。そういうことで、どんどんやってくださいと。洋上風力発電もやってくださいと。風力についてはいろいろと問題がありますけれども、固定資産税のことを考えていけば、やはりぜひやっていただきたいところがあります。

そこで、財政の見通しです。特に申し上げたいのは、他力ではなくて、自力で、この観光のブランド力を生かして、産業に結びつけて、そこから税収を上げていくと、会社として大きくなってもらう。砂川のホリも小樽へ来て稼いでいるわけです。小樽のお菓子屋ももっと大きくなれたはずなのです。それはなぜかと。これは行政の責任でも何でもないと思いますけれども、やはりそういう産業育成をやらないといけない。

商店街対策でも、ずっとお金をつぎ込んでいっているけれども、うまくいっていません。空き店舗は、他都市に比べれば何とかなっているけれども、私は業態を変えてもらわなければいけないと思います。高齢者向けの婦人服ばかり売ってもいけないのです。だから、業態を変えるときに、何かサポートするような体制をつくるということなのです。お金を入れても、大売出しに補助するとか、そのようなことはやってもだめなのです。そこはやはりきちんと緻密に政策をやっていかなければいけないと思います。皆さんはプロなのです。

◎総合学習の事業内容について

もう一つ、どうしても言わなければいけません。総合学習について、実は物すごく怒っているわけです。私は平成19年に、我々の会で手宮公園に桜を植樹させていただきました。なぜかという、たしか16年でしたか、台風でクリや桜の老木が倒れたわけです。その更新です。あそこは桜の名所ですから。自分たちでお金を集めて、植えさせてもらいました。これはニトリにもお願いをして、ニトリからもお金を出していただきました。毎年、我々が手入れをしています。病気にかかれば、例えば天狗巣病にかかれば、天狗巣病を除去します。肥料もやります。虫がいたら、それは溶剤で、要するに消毒したりしています。そういうことをやっております。手宮公園では、末広中学校の総合学習で、2年前から、小樽市ふるさとまちづくり協働事業として助成を受けて、桜の保全をやっているのです。

問題は、昨日、一昨日、現場に、末広中学校の校長、教育委員会指導室の方、公園緑地課長と現場に行っていたいて、状況を見ていただきました。どういうことかという、桜の老木の周りに穴を掘りまして、そこに肥料を入れていく土壌改良の事業をおやりになっているのです。結局、穴を掘ります。深さはそれほど深くないのですよ、15センチメートルぐらい、深くて20センチメートルぐらい、直径50センチメートルぐらい。それを、大木ですから、当然幹から3メートルぐらい離れている何か所かに、穴を掘って肥料を入れていくということをおやりになっている。問題は、その穴を掘りっ放しにしていることです。これはずっとそうなのです。昨年度までは、まちづくり協働事業でおやりになっていたのです。今回は、どこからお金が出たか知りませんが、たぶん教育委員会でお出しになっているのか、予算でやられているのかわかりませんが、これは教育の一環としてやられているということが私にはわからない。例えば、穴を掘って肥料を入れれば、当然そこは草も生えるのです。そうすると、翌年になると草が生えて穴がわからなくなるのです。花見に行ったら、当然穴にはまってつまずいて足を折るかもしれません。そういう状況をつくっておくことに、平気な教育とは一体何なのかということです。

もう一つは、そういうことを公園緑地課は当然把握していたわけです。私が何度も指摘しましたから。学校には、教頭に直接そういうことを是正してくださいと私は言いました。でも、一回も是正されたことがなかったのです。もう頭に来たから、今回もやっていたから、昨日、直接、教育委員会に電話して、公園緑地課にも電話して、それで是正してもらいました。連携はどうなっているのかということです。公園緑地課もそうだし、まちづくり推進課

はお金を出しているわけですから、3年間も、今年は別ですけども。教育委員会も、総合学習の内容について把握もしていない。一体何なのかということです。

もう一つは、これに樹木医が入っています。お金の大半は樹木医に支払われています。教育だから、講義がなされています。その人も一緒になっておやりになっているようです。そんな教育があるのですか、講師があるのですかということです。そんなことを続けて4年間やっているというのは、どだいおかしいでしょう。そうではないですか。

私は、木のことはわりあい詳しいのです、プロではないけれども。我々の会にも、樹木医はいないけれども、造園技能士はいます。木を見てごらんください。ひこばえだらけですよ。うろはあいている。本来、その樹木を治療して健康木に治そうと思ったら、まずひこばえをとらなければいけないのです。ひこばえとは、幹の一番下のところからいっぱい生える枝のことで、そこに全部栄養が行ってしまうのです。だから、それは全部除去しなければならない。私は、それはずっとしてきていました。しかし、公園緑地課としてはお金がないから、来年度予算でやると言っていましたけれども。これは小樽公園もそうだし、平磯公園もそうだし、手宮公園もそうです。手宮緑化植物園は違いますよ。

これから私は、確実にきちんと直されているか見に行きますからね。昨年度の事業、一昨年度の事業でやったものも直してもらわなければ困ります。今年度やった事業だけではだめですよ。これをどうやってやるのか、今度また聞きますので、担当のところに行きますので、しっかりと検討いただきたいと思います。どう対応されるか、御答弁をいただいて、私の質問は終わります。

○（教育）指導室石山主幹

今、御指摘がありました問題でございますけれども、後始末をしっかりとするという、やはり教育上大切なことを適切に行っていなかったというところに問題があると思っています。委員もおっしゃったとおり、過日、建設部公園緑地課長とともに、教頭と担当の教員の立会いの下、現場を確認しまして、改善するように指導してきたところであります。

計画につきましては、教育委員会としては、学校から提出を受けていますので把握はしておりますが、教育課程の実施については、学校の責任者である校長の責任の下、行われるものでありますけれども、教育委員会としても、学校での実施状況につきましては、学校訪問等を通じて把握しているところでありますが、すべてを把握しているわけではございません。今回のような事態、事例もございますことから、地域などの情報を得ながら、不適切な状況がございましたら、改善するというような姿勢で参りたいと思います。

○委員長

民主党・市民連合の質疑を終結し、一新小樽に移します。

○安齋委員

先ほど、山口委員が収入増という取組でいろいろとおっしゃっていましたがけれども、私も以前、予算特別委員会などで、稼ぐ自治体になっていろいろと収入を増やしてほしいということでは、稼ぐということであれば、地場産業の活性化については、今後の企業サポート、企業誘致、教育改革による若者の移住など、いろいろとありますけれども、こういうことは、中・長期的に見ていろいろな対策を講じていかなければいけないということで、今、市職員の皆さんも一生懸命やっただいただいているところですので、私は私なりに情報収集しているところと情報共有させてもらえればと思っています。

短期的な経済対策であれば、山口委員の御子息のサカナクションをそこら辺に呼んで、大きなイベントをやってくれば、すごい経済効果になるかとは思いますがけれども。

（「ギャラ高いぞ」と呼ぶ者あり）

ギャラが高いのですよ。だから、なかなか難しいのですけれども、今のは冗談ですが、そういった収入増にいろいろと取り組んでもらいたいと思います。

◎生活保護費不正受給について

先ほど来、生活保護についていろいろと質問がありましたけれども、私も質問させていただきたいと思います。

副市長は先ほど、違う質問で手を挙げられていて、その前に生活支援課長からいろいろと答弁があったときに首をかしげていらしたので、そういった答弁について、本当にそのように市として動くのか、それとももう少し厳しく対応するのか、もう一度副市長から御答弁や考え方をいただければと思います。

○副市長

首をかしげていたというのは、答弁についてかしげたかどうかはわからないのですが、生活保護費についての今回の一連の事件ですけれども、先ほど言ったとおり、4年間のうち2年間でようやくわかって、警察に届けてという事で発覚したのですが、生活保護の関係の調査には限界があるということは、皆さん重々承知だと思います。

今後、このように限界があるものは次の段階に渡すといったことをやって、今までと同じようなことをやっていいたら、また同じことが出てくるでしょうから、そういうことも考えながら、どのような対策を講じていくのか、先ほど千葉委員からも言われていましたけれども、このままではいけないとは思っておりますので、今後検討させていただきたいと思っております。

○安齋委員

生活保護については、私もいろいろと市内を回って情報を収集しておりまして、札幌市と比べて、小樽市では生活保護を申請して受給になる確率が高いとか、札幌市に住所があるのに小樽市にいれば、小樽市で生活保護を受給できるとか、そういったいろいろな情報があります。あと、生活保護受給者が犬を飼っているといった、いろいろな情報があるのですけれども、こういったところは、個人情報を得たらそのまま相談してしっかりと調査していただきたいと思いますが、生活保護費の不正受給は、たぶん氷山の一角でまだまだあると思っています。これまで不正受給が何件ぐらいあって、どういう対応をしてきたのかをまずお聞かせいただきたいと思っています。

○（福祉）生活支援第2課長

不正受給の件数ということですが、生活保護法第78条では、不正に生活保護費を受給した場合に、その金額を徴収することができることになっています。これを適用した件数ということで言いますと、平成23年度ですと67件ございます。

この内容については、ほとんど、先ほど来話しています収入状況調査によって判明したのもございますし、市の独自調査、訪問調査や、申請時あるいは生活保護法による調査で判明したのもございますし、中には通報で判明したのもございます。私どもは、こういう通報がありましたら、独自に調査しまして、そして不正な生活保護費については徴収しているところでございます。

○安齋委員

先ほどから、個人情報だからあまり調べられない、あれば話を聞きに行くと話されていますけれども、こういった不正受給が年に数件あるという中では、先ほど山口委員からも指摘がありましたが、やはり怠慢であるのか、それともケースワーカーが足りないのか、どうしてこういうことになるのかというところの状況を分析する必要があると思うのですけれども、現在のお考えをお聞かせください。

○（福祉）生活支援第2課長

職員が怠慢であるということは少なくともありません。職員は、必要な調査というのは行っているのですけれども、先ほど来話していますが、本人が悪意を持って不正をした場合に、それを見抜くことが非常に難しい状態です。例えば、もう貯金はありませんと言って生活保護を申請したけれども、実はたんす預金がありましたということまでを市が把握できるかといいますと、それこそ家捜しをして全部調べることでできるかといったら、それはもち

ろんでこないわけでございまして、そういった悪意を持って何らかの不正をしようとしたときに、そこまでできるという部分での限界がどうしてもあるということで、これは職員が怠慢であるとか、職員数が足りないとかという部分で言えるものではないと考えております。

○安齋委員

職員の方が市内を一生懸命歩いて回っているところを私も何回も見ていますし、なかなかそういった悪意があるものに関しては是正できないのかなとは思いますが、先ほど、働いていたけれどもやめたという情報の際に、年度ごとに収入の課税の関係でわかったという話でしたけれども、そうであれば働いているところに聞くのではなくて、何もしないで働いている場所がわかっているわけですから、そこに見に行くことはできたのではないかと思うのですが、調査のやり方が少し甘いのではないかと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○（福祉）生活支援第 2 課長

まず、平成22年度に、21年の収入状況調査の数字が合わないということがあったときに、もちろん会社には照会しています。そして、本人の名前で収入がこれだけあるという書類はいただいています。本人にはその書類を基に話を聞くのですけれども、本人が否定しているということで、私どもは給与の振込口座などの調査もしています。ところが、本人は会社をやめたという話をしまして、実は給与振込口座を新しくつくって変更していたと。そうしますと、私どもは給与振込口座を確認したのですけれども、給与の振り込みはとまっているということで、確かに退職していると判断したところでございます。新しい口座というのは、もちろん把握できなかったのも、そこまでの調査はできなかったということで、最初の年は不正を、私どもとしては見つけることができなかったということでございます。

○安齋委員

これはもう何とも悪意があって、もう何とも言えないのですけれども、こういったことがどんどん、国の制度の中でやられている以上は、許せないことでありますから、市ができる範囲は狭いですが、極力警察と連携してやっていただきたいと思います。

というのは、市職員も給料が減っているという中で、支出も抑えている中で、生活保護費だけがどんどん伸びているという状況は、このままだと市がもっと大変な状況になるのかなと思います。ぜひとも必要な方には差し上げる、だけれどもそういったことに関しては厳しく対応するようにしていただきたいと思いますので、より一層その調査を強化していただきたいと思います。これは要望で終わります。

◎市立病院の職員給与費について

次に、市立病院の職員給与費について質問させていただきます。

先日、小樽市立病院経営改革評価委員会を傍聴いたしまして、委員から、職員給与費についていろいろと指摘がありました。まず、この指摘について、期末・勤勉手当の凍結解除がありまして、5,000万円増になったと、凍結維持する英断を下すことも方策ではないかと、あとは市役所派遣の事務職員数を減らして、医療職の新規・中途採用を早急に実施し、新市立病院の開院時には必要最小限の人員へというような、いろいろな御指摘、御意見がありましたけれども、まずこの受止めと考えをお聞かせいただければと思います。

○（経営管理）管理課長

今、お尋ねがありました、先日行われました改革プランでの評価報告書を踏まえての御指摘だと思うのですが、現在、評価報告書を正副委員長のほうで最終調整をしている段階ですので、正式な報告は出ていない段階です。前回会議までの議論を踏まえたことということで、こちらの考えを述べさせていただきます。

議論の中に出ていました、人件費比率が高いという御指摘、これが道内市立病院の中でも上位のほうに位置しているという御指摘、これらは確かに数字に表れているものですから、我々としても事実として受け止めてございます。ただ、議論の中でも申し上げたとおり、今回高いと言われているのは、給与費比率で、医業収益の増によって

下げられるものという考え方がございますので、我々としては、今後、医業収益を幾らかでも上げるような努力をしていくということを議論させていただきました。

もう一つ、委員会の中で、職員給与費の減額ということもありましたが、地方公務員である以上、簡単に減額できるものではございませんので、そちらを減らすのではなく、医業収益を上げるべく、いろいろな経営改革なりを行っていくことを考えていくものです。

○安齋委員

おっしゃることもわかるのですけれども、そもそも改革プランには行政職給料表から医療職給料表に移行するというふうに記載しています。平成24年度から実施していますが、それがまだ新規採用の職員など、若い職員にしか適用になっていないのですから、若い段階では給料が行政職よりも少し高い水準にあり、逆に、現在在院されている行政職の方々には適用されていないので、給与比率がもっと高くなってしまいうという現状がありますから、ここは早急に労働組合といったいろいろな方々と交渉、協力していただきたいと思います。

医療職給料表と行政職給料表で、一体どれぐらい給料が変わるのかというところを、まず数字があればお示しいただきたいと思います。給料がどんどん変わっていく40代、50代あたりの部分があれば、お聞かせいただきたいと思います。

○（経営管理）管理課長

医療職給料表の切替えにつきましては、現在、職員組合と、導入時期につきましては一致していますが、中身についてはまだ詰めていない段階ですので、今の質問に対しましては、昇給モデルケースということで申し上げます。

基準を、今年度現在、適用している給料表に当てはめたとしまして、医療職給料表適用者、行政職給料表適用者それぞれが短大3卒で正看護師を取得して、同じ年に当病院局に入ったと仮定した場合の話です。それによりますと、年間で、給与額の差額になりますが、30代で年額約10万円、40代で年額約22万円、50代で年額約16万円の差が1人当たりであることとなります。

○安齋委員

私も看護師職についていないですし、看護師から聞いた話では、裏はとっていないのですけれども、このぐらいの額であれば少し我慢できるのではないかと思うのです。ただ、交渉が進んでいないということは、なかなか受けていただけないということでしょうから、今後どれぐらい減るのだという話もしながら、折衝を続けていただきたいと思っています。

ただ、新市立病院が開院して、本当に医業収益が上がるのかということも、私としては本当にそうなのか、信憑性もないものですし、また、看護師が一緒になったときに、逆に計画よりも、2病院を一緒にするわけですから、多くなってしまいますから、さらに給与費が上がってしまうと思っていますので、この点はしっかりと、平成27年度にやるということであれば27年度にやっていただきたいと思います。評価報告書でも、昨年からずっと指摘されていることでもありますから、これについては強い姿勢で臨んでいただきたいと思います。これは要望とさせていただきます。

この期末・勤勉手当の部分が、評価報告書で少し触れられていたのですけれども、今回、市立病院にとっては5,000万円、一般会計としても一、二億円の増額になっているのですが、そもそも期末・勤勉手当の凍結解除は、1年度ないし2年度なり、もう少し先延ばしするべきだったのではないかと思うのですが、この点について見解をお示しいただきたいと思います。

○（総務）職員課長

期末・勤勉手当の解消といいますか、復元を先延ばしにということですが、期末・勤勉手当の関係につきましては、先ほど上野委員からも御質問があったのですけれども、平成20年度予算編成が厳しい中、独自削減に至ったということで、従来から行っていた給与削減と違って、財政健全化とは別枠で、結局、緊急避難的な措置とい

うことで行ってまいりました。23年度予算の中で、収支均衡の予算が図れるということで、解消を図ったところでして、解消としては適当な時期ということで行ったと考えております。

○安齋委員

本庁に関しては次の機会に指摘したいと思いますが、病院に関しては、いまだに一般会計から繰り入れている段階で、本来であれば、一般会計からの財政支援分をなくして、独自に経営して、地方交付税などの部分は乗せていますけれども、独自の医業収益でやっていただきたいと思います。余裕がない一般会計からも約1億2,000万円もらっている中で、凍結解除するのはいささか早かったのではないかと思いますし、地方公営企業法の全部適用を導入している以上は、本庁とも別に切り分けて、管理者の権限で予算ないしそういった人事の部分を判断できたはずだと思うのですが、本庁と一緒に凍結解除をした理由、そして今後も凍結をさらに継続させるという考えはないのかをお聞かせください。

○（経営管理）管理課長

今、お尋ねがあった件ですが、もちろん我々は全部適用を受けているものですから、管理者の権限でやることはできます。

ただ、今回の件につきましては、それぞれの職員組合との労使協議の結果でありまして、当病院局としましても、今回は復元するという判断に至ったものであります。今後につきましては、状況に応じまして、管理者の判断もありますが、市長部局とも十分調整、協議を行いながら、その都度判断してまいりたいと考えています。

○安齋委員

ぜひよろしく申し上げます。

先ほど、医業収益を確保する対策を講じていくということでしたけれども、もし現段階でその新たな対策などがあれば、お聞かせいただきたいと思います。上げた分をカバーできる医業収益を確保できるという考えがあるのかどうか、その点についてお聞かせいただいて、市立病院の職員給与費の関連の質問は終わりたいと思います。

○（経営管理）管理課長

収益を上げる対策ということなのですが、人の面で申し上げますと、平成24年度当初に新規職員を新たに採用しております。内訳といたしましては、医療相談員、医療事務、こういった職種で採用しております。

医療相談員につきましては、地域医療連携室に配属いたしまして、今年度から始まったDPC対応で速やかな退院調整などを行いまして、在院日数の低下につながっているものです。それによって回転数が上がりまして、収益も上げるという考え方です。

また、医療事務につきましては、DPC導入がありまして、それをコーディネートする職でございまして、DPCというのは、入院期間中に医療資源を最も投じた病気を格づけするものであります。その専門家を雇いまして、どの病名に充てたら一番収益が上がるかということを考えてコーディネートする職ですので、その専門家を雇って対応するということです。

また、新年度に向けましては、10月から募集するのですが、作業療法士、言語聴覚士を募集しております。これを採用することによりまして、リハビリの施設基準を上げまして、現在、医療センターで脳外科手術を終えた後に、後方病院、札幌病院等に転院してリハビリをしていたのですが、これを自前でできることによりまして、収益を上げるということで、そういった職種を採用することを考えております。また、当然、余分な採用はしないよう、昨年度末に退職した放射線技師などの採用は、現在は控えている状況です。

○安齋委員

病院問題に関しては、今後も議論させていただきたいと思います。

◎旅費について

今定例会で、我が会派の吹田議員が旅費について質問させていただきました。私も旅費についていろいろと調べ

ていまして、他都市で、石狩市、函館市などで実費制に移行しているという新聞報道がありました。決算説明書を見ると、旅費については、たしか昨年度が一般会計で約2,620万円と、一昨年度と比べて増えている状況であるというふうに認識しているのです。出張や勉強で、職員の旅費をどんどん使ってもっと勉強するべきだという主張ではあるのですが、もし実費制で、定額制よりも負担が軽減できて、さらにもう何人かの職員がもっと出張に行って勉強できるということになれば、なおいいと思っているのですが、まず平成23年度の旅費の件数が出ればお示しいただきたいと思います。

○（総務）職員課長

今年度の旅費の件数、旅費といいますか、札幌の日帰り旅費から宿泊を伴う旅費までさまざまあるかと思うのですが、申しわけないのですが、この件数というのは押さえておりません。

○安齋委員

件数については、今後把握できれば、わかる範囲でお聞かせいただきたいと思います。

この実費制について、本会議でも、研究していくというような答弁がございましたけれども、導入については、事務作業が繁雑になるというような答弁をされていましたが、どういった事務がそもそも多くなるのかをお聞かせいただければと思います。

○（総務）職員課長

実費制導入に伴う事務作業についてですけれども、実際にどのような、実費制といっても方法はさまざまあるかと思うのですが、例えば今回は宿泊料だと思うのですが、宿泊料のすべてについて実費支給すると仮定して申し上げます。まず、出張する職員が出張前に旅行会社などから室料の見積書を取り寄せます。室料の見積書をとって、宿泊料に含まれる夕・朝食代の調整、もし旅行会社からとった見積書に朝食や夕食が入っていた場合は、その調整を行う事務が増えてきます。次に、請求手続に入って、その後、出張に行くわけですが、その際、出張する職員は室料の領収書を、そのほか夕・朝食代や雑費などの領収書を集めることになります。次に、出張から帰ってくるわけですが、帰った後、職員は領収書を整理して、事務を行う旅費担当者に引継ぎを行うことになります。旅費担当者は、出張した職員から提出された領収書の内容を一件ずつ、使途が適正かどうかを含めて確認作業をするため、事務的に増加すると考えております。

○安齋委員

大体どこもそうなのかなと思うのですが、使途が適正かどうかを判断するというのは、事務作業が増えると言っていますけれども、今の段階でやっていないということなのですか。

○（総務）職員課長

現在、定額制ということで、例えば宿泊費の中には、室料と朝食代、夕食代、宿泊に伴う雑費が入っています。この金額をまとめて、現在は国に準じて定額で払っていますので、それを一件ずつ、後でチェックするというようなことはしておりません。

○安齋委員

このような職員はいらっしゃらないと思いますが、行くと言って行かなかったり、違うところへ行ったりとか。今回の新聞報道では、ホテルの関係でしたから、そういったところで質問させてもらいましたが、実費制にしたら3割減になったという新聞報道もありますから、定額制が何も全部そういった悪いところに使われているとか、そういったところではなくて、削減できるものであれば削減して、その分もっと多くの職員が出張できるような部分につなげていただきたいという視点で質問しています。

（「別な経費がかかるでしょう」と呼ぶ者あり）

市長に質問させてもらいます。別な経費がかかるというのは、どこにその経費がかかるということですか。

○市長

今、御質問にあったとおり、実費に充てたときに、その実費の精査にかなり人が食われるわけです。その分の人件費というのはどうしてもかかってくるわけです。ですから、今、委員がおっしゃるように、その分、職員の出張を増やすということができるかどうか、そのところは十分検証してみなければわからないということと、先般、答弁させていただいたのですけれども、私の東京への出張の場合は、現在、定額で支給されているよりももっとかかっておりますので、そこも御理解いただきたいと思います。

○安斎委員

それは重々存じておりますけれども、今後、他都市にも、私もまだ電話でしか確認していないのですが、実費制に移行してどれぐらい経費が増えたのか、作業が増えたのかと聞いたところ、大して増えていないというような状況でございました。それで、職員課長にもお願いしているのですけれども、では一体その宿泊に伴う出張旅費は何件あって、それがどれぐらいの作業量になるのかというところを、今後いろいろと協議しながら、より透明性といえますか、定額制よりも実費制のほうが良いということであれば、そちらに移行するように検討してもらいたいと思いますし、定額制のほうがよろしいということであれば、そういうことだと思って私もまたいろいろと考えたいと思います。

私の議員としての政務調査費では、一々領収書をとったりインターネットでやったりしていて、私一人ですからそれほど大してかからないと思うのですけれども、その作業量についてもこれから調べていきたいと思いますので、最初から定額制だけだという考えではないようにしていただきたいと思います。

○総務部次長

旅費については、1年ほど前から、吹田議員からもいろいろと質問させていただいて、職員課長とともに答弁させていただいておりますけれども、その中で、今御質問があった、実費制が良いのか定額制が良いのかという部分については、調べてもすっきりとした結論というのはなかなか出ないような気はしています。そういった中で、私どもが懸念するのは、かえって事務作業が繁雑になるだけで効果はそれほどないということで、そういったふうにはしたくないと当然思っています。

一つ御理解いただきたいのは、私どもは100パーセント定額制でやっているということではなくて、恐らく新聞記事をごらんになっていると思うのですけれども、パック料金でやれるものについてはやっているという市町村もあると。たぶん、それは本市のことではないかと思うのですけれども、そういった記事も載っていたと思います。ですから、制度化はしていないのですけれども、パック料金で行けるものは行ってくださいという推奨はしています。そういった中で、宿泊料について言うと、公的宿泊施設で安く泊まれる場合があって、事前にここの宿泊施設に泊まってくれと指定してくる場合もあるのです。そういう場合は、旅費の調整という形で、パック料金もそうなのですけれども、定額料金が例えば1万円だとしても、宿泊料が5,000円という案内で来ていれば、5,000円という形で調整して5,000円しか出さないという形ではやっています。ですから、私どもも、あくまでも定額だけというやり方はしていないということで、そのほかにも日額旅費の道内の日帰りの分を廃止したり、あとエア・ドゥの料金で飛行機を使うようにして安くしたりして、いろいろな努力はしていますので、御理解いただければと思います。

○安斎委員

いろいろと工夫されているということで、私も頭ごなしにどうのこうのと言っているわけではなくて、普通にいい方法を検討して、それで職員がレベルを上げて、もっといい政策ができればいいわけですし、市長のように、日本海側拠点港を回ったりして、どんどん他都市と交流するとか、先進事例を学ぶとか、そういったほうにつなげていただければいいかなと思って質問させていただきました。

この件について、最後に1点だけ、先ほど、旅費が一昨年度よりも増えているという話をさせてもらったのですけれども、これについて、出張が増えたのか、どういった理由で増えたのか、そしてその効果といえますか、どう

いったところに使われたのかということがあれば、お聞かせいただけませんか。

○（財政）財政課長

今、そういうような形の分析はしておりませんので、そういうことができるかどうかも含めて検討させていただきたいと思います。

○安齋委員

済みません。先ほども御答弁をいただいていたので。

◎クルーズ客船誘致について

次に、クルーズ客船誘致に関連して質問させていただきます。

第 3 号ふ頭周辺利用高度化事業ということで、1 億 7,519 万円が支出されていますが、職員の努力もあって、クルーズ客船の来港がどんどん増えてきていまして、大変喜ばしいことですし、これからもどんどん増やして、小樽港にクルーズ客船を招いて、観光客増や市内経済への波及効果にもつなげていただきたいとは思っているのですけれども、実際に市内へどれぐらい回遊させているのかというところが報告書からは見えなかったものですから、これまでの取組などを踏まえてお聞かせいただければと思います。

○（産業港湾）港湾室主幹

クルーズ客船の市内への回遊といいますか、効果の部分でございますけれども、おかげさまをもちまして、平成 20 年以降、道内でも最高の入港隻数を小樽港としては誇っております。本年につきましても、20 隻のクルーズ客船が入港したということで、約 1 万名が上陸あるいは乗船されたところでは把握しております。

また、その乗客が、小樽港に寄港した場合に、どういうところにツアーで出かけているかという資料等も、旅行代理店から事前に出されている場合と、もらえない場合、いろいろなケースがありまして、その中でも、市内に回られるツアーも何コースか設定されているという情報もいただいております。ただ、すべての客船について、市内のツアー分が何名、あるいは市外に行かれた方が何名という正確な数字までいただけないものですから、正確に市内にどのぐらいの乗客が回遊されているかは把握していない状況でございます。

ただ、寄港していただいて、さらに小樽を観光していただくという乗客が非常に多いのは事実でございますので、相当多くの方々が市内を観光していただいているというようにこちらとしては把握しております。

○安齋委員

以前、飛鳥Ⅱの寄港の際に、そういったアンケート調査をされた経過があると思うのですがけれども、あの当時よりも今回先へ進んで、さらに乗船も増えていまして、寄港数も増えているので、改めて実際に調査して、小樽港に直接入ってきたときに、乗客が何を求めているのかというところを把握して、それに対応していく必要があると私は思っているのです。

それで、パンフレットを配っているといったところは、当たり前と言えば当たり前のところなので、そこから一歩抜き出で、例えば小樽で、クルーズ客船に乗っている方であれば結構高所得の方であろうから、その人たちがどういったところに行けば高級品を置いているとか、ここにはブランド品を、小樽ではブランド品を置いているところはあまりないのですけれども、置いているとか、ここではクレジットカードを使えるとか、中国人に対してであれば銀聯カードはここで使えるよとか、そういったもう少し市内でお金が落ちるような政策もとっていきべきだと思います。せっかく産業港湾部内に港湾室と観光振興室がありますから、そこと連携して、もう少し新しい取組をしてほしいと思うものですから、これについてまずお聞かせいただければと思います。

○（産業港湾）港湾室主幹

今、委員の御指摘のとおり、以前に一度アンケート調査をした経過がございますが、現在していない状況です。ただ、御指摘のとおり、そういう分析も必要ではないかと思っておりますので、今後、その点につきましては検討したいと思っています。

ただ、客船によりますけれども、事前に小樽市内観光を含めてPRをお願いしたいというような御要望などについては、常に可能な限りするように対応しております。船によっては、前の寄港地で前乗りして、小樽に来るまでの間に、小樽観光についての観光デスクを船内に設けて、事前に観光PRをするとか、接岸後、岸壁の近くに観光デスクを置いて、市内観光のPRを直接行うというようなこともやっておりますので、その辺は観光振興室とも連携しながら、市内観光のPRは今後についても努めていきたいと考えております。

○安齋委員

今年度、クルーズ船の入港はあとわずか、もうないのですか。

○(産業港湾) 港湾室主幹

今年はまだもう終了いたしました。

○安齋委員

来年度に向けていろいろと研究していただきたいと思います。

◎「小樽で買物」キャンペーンセール助成事業について

最後に1項目だけ、「小樽で買物」キャンペーンセール助成事業費について、いろいろと伺いたいところがありました。先ほど山口委員から、イベントをやるだけではなくて、いろいろと工夫してサポートするよという話がありましたので、私も、アーケードを設置したりとか、空き店舗がどうか、イベントをやるとか、そういったところも確かに必要なのかもしれないのですけれども、商店街自体の売上げになかなか結びついていないと思っております。なおかつ若者は、前にも話をさせてもらいましたが、商店街に行っても買いたいものがなかなかない、中高年女性向けの服しかないというような声がありますし、私自身もなかなか買物に行けないという状況でありますから、動向調査などもされていますので、小樽の人がどういったところで何を買いたいのかといったことを調査して、店主などと情報を共有して、このようなものを置いたらどうですかとか、そういったところを行政的にサポートしていただく、ただお金を出してイベントをやるといのもいいかもしれないのですけれども、それよりもさらに売上げにつながるような方策に結びつけていただきたいと思うのですが、最後に、この見解をお聞かせいただいて終わりたいと思います。

○(産業港湾) 三船主幹

「小樽で買物」キャンペーンセール助成事業ということで、平成21年度から3年度にわたりましてイベントへの助成というものを大きく行ってきたところでありますけれども、客層等を見極めた上で、商業者が御商売をなさる上で一番いい御商売と申しますか、そういった形にできないものかというふうな部分だと思います。若者が商店街に行っても買うものがないというようなことで、話としては聞くことがございますけれども、商店街が若者をターゲットとして商品をそろえて、それでうまく売上げが上がるかという部分につきましては、商業者といろいろと話をさせていただく機会もありますが、むしろ小樽市の高齢化率が32パーセント台ということで、高齢者を客層のターゲットとしたやり方がいいのではないかというような意見も出ています。

それで、先ほど、商業者、消費者の動向調査のお話が出ました。昨年度、その調査を委託という形でやらせていただきました。ただ報告書をつくるだけではいけないということで、小樽商工会議所の商業委員会や商業部会、また市の商店街振興組合連合会の役員会や女性部の総会などで、私が講師としてレクチャーをさせていただきました。その内容につきまして、商業をなさる方のとらえ方と、消費者の望んでいるもののギャップといった部分を認識していただきたいということで、そういう部分につきましては、かなり強調して話をさせていただいたつもりでございます。

調査をして報告書を出したからといって、すぐに商業が変わるかという、そうではないと思いますけれども、今後も商業者と話をさせていただく機会等に、いろいろと数字で具体的に示すということは非常に大事だと思うのです。勘ということだけではなくて、資料として使えると思いますので、それを活用しながら、小樽は商業都市と

して長い歴史がありますので、その火を、商業都市という部分をこれからも継続していただくという気持ちで支援してまいりたいと考えております。

○委員長

一新小樽の質疑を終結いたします。

以上をもって、質疑を終結いたします。

次回、10月1日からは、月が変わるということでございまして、夏期軽装を今日で終わらせていただきたいと思っております。気候も、暑い部分もありますので、そのときはジャケット等をお脱ぎになるのも結構ですので、そういうことにさせていただきます。

本日は、これをもって散会いたします。